

1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(平成22年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成22年9月14日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	認定第1号	平成21年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第2	認定第2号	平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第3	認定第3号	平成21年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第4	認定第4号	平成21年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第5	認定第5号	平成21年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第6	認定第6号	平成21年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第7	認定第7号	平成21年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第8	認定第8号	平成21年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第9	認定第9号	平成21年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第10	認定第10号	平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第11	認定第11号	平成21年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第12	認定第12号	平成21年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	151
日程第13	認定第13号	平成21年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	152
日程第14	認定第14号	平成21年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について……………	152
日程第15	認定第15号	平成21年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について……………	152
日程第16	報告第14号	健全化判断比率の報告について……………	156
日程第17	報告第15号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について……………	158
日程第18	議案第44号	那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例……………	159

日程第19	議案第45号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例……………	161
日程第20	議案第46号	那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定について……………	162
日程第21	議案第47号	平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）……………	176
日程第22	議案第48号	平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算（第1号）……………	193
日程第23	議案第49号	平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算 （第1号）……………	195
日程第24	議案第50号	平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算 （第2号）……………	196
日程第25	議案第51号	平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）……………	197
日程第26	議案第52号	平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1 号）……………	199
日程第27	議案第53号	教育委員会委員の任命について……………	200
日程第28	発議第2号	農業委員会委員の推薦について（経済常任委員会報告）……………	201
日程第29	発議第3号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例……………	202

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	左近 誠	2番	蜷川 勝彦
3番	中岩 和子	4番	森本 曦夫
5番	田中 幸子	6番	湊谷 幸三
7番	小谷 一郎	8番	太田 干士
9番	橋本 謙二	10番	引地 稔治
11番	曾根 和仁	12番	東 信介
13番	田中 植	14番	山縣 弘明

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	寺本 眞一	副町長	植地 篤延
消防長	東 正通	参事 (総務課長)	潮崎 有功
会計管理者	岡崎 順子	病院事務長	八木 敦哉
税務課長	濱口 博之	住民課長	寺本 資久
福祉課長	福居 和之	観光産業課長	瀧本 雄之
建設課長	塩地 勇夫	水道課長	田原 忠幸
教育次長	小玉 常夫	総務課企画員	畑中 卓也

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局 長	藪本 活英
事務局 副主査	加味根 涼
事務局 主事	西 剛志

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本曦夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場でのテレビ撮影許可の申し出がありました。本件については議長はこれを許可いたしましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開議

○議長（森本隆夫君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |        |         |                                               |
|--------|---------|-----------------------------------------------|
| 日程第 1  | 認定第 1号  | 平成21年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について                   |
| 日程第 2  | 認定第 2号  | 平成21年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 3  | 認定第 3号  | 平成21年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 4  | 認定第 4号  | 平成21年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 5  | 認定第 5号  | 平成21年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 6  | 認定第 6号  | 平成21年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 日程第 7  | 認定第 7号  | 平成21年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 8  | 認定第 8号  | 平成21年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第 9  | 認定第 9号  | 平成21年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 日程第 10 | 認定第 10号 | 平成21年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 11 | 認定第 11号 | 平成21年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について            |
| 日程第 12 | 認定第 12号 | 平成21年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第13 認定第13号 平成21年度那智勝浦町東牟婁郡公平委員会共同設置事業費特別  
会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第14号 平成21年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について

日程第15 認定第15号 平成21年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について

○議長（森本隆夫君） 日程第1、認定第1号平成21年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定に  
ついてから日程第15、認定第15号平成21年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定につ  
いてまでを一括上程議題とします。

昨日で一般会計についての質疑が終了いたしましたので、認定第2号から認定第13号までの  
特別会計について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、認定第2号から認定第13号までの特別会計についての質  
疑を終結します。

次に、認定第14号及び認定第15号の企業会計について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑なしと認め、認定第14号及び認定第15号の企業会計についての質疑を  
終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第1号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第2号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第3号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第4号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第5号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第6号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。  
認定第7号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第7号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。  
認定第8号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第8号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。  
認定第9号について討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
認定第9号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。  
認定第10号について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第13号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第14号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第15号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第14号 健全化判断比率の報告について

○議長（森本隆夫君） 日程第16、報告第14号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 報告第14号について御説明申し上げます。

〔報告第14号朗読〕

健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、現行の再建法を抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに財政の早期健全化や再生のための新たな法を整備するもので、平成19年度より「健全化判断比率とその算定の基礎書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報

告し、かつ公表しなければならない」と規定され、報告させていただくものでございます。

記以下でございますが、健全化判断比率のうち、実質赤字比率の算出において対象となります会計は、本町では、一般会計、住宅地資金貸付事業費特別会計、土地取得事業費特別会計、育英奨学資金貸与事業費特別会計の普通会計を対象に、実質赤字額の合計額を標準財政規模で除したことにより健全化判断比率を算出するものでございます。

標準財政規模につきましては、その団体の標準的な状態で通常収入される経常的な一般財源の規模をあらわし、税金に普通交付税、譲与税等を加えたものがその自治体の標準財政規模となります。今回の健全化判断比率の報告に当たりましては、税金、交付税、譲与税等に加えて、交付税の代替手段として発行されております臨時財政対策債発行可能額を加算することになっております。このことから、本町の標準財政規模は46億2,974万8,000円となります。この表に比率の算出には分母としてこの額が使われてございます。

今回の議会で認定をいただきました平成21年度の一般会計の黒字でございますが、1億424万8,000円、住宅地資金貸付特別会計黒字が155万円、土地取得特別会計は黒字2万1,000円、育英奨学資金貸与特別会計黒字が20万円、合計いたしますと黒字で1億601万9,000円となります。したがって、備考の1によりまして、表上にはハイフンが記載されてございます。

括弧内の数値15%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期に財政健全化が必要な自治体となります。議会の議決による財政健全化計画、外部監査の要求の義務づけがつけられます。

なお、参考までに、15%の赤字額でございますが、平成21年度の標準財政規模で算出いたしますと6億9,400万円となります。

次の連結実質赤字比率につきましては、実質赤字比率の算出において対象となりました普通会計にその他の特別会計、公営企業会計を加えた、本町におけるすべての会計を対象に実質赤字による健全化判断比率を算出したもので、括弧内の数値20.0%は本町の早期健全化基準でございます。この率を超えますと財政健全化が必要となります。

なお、21年度における本町の連結赤字額はございません。黒字でございます。実質赤字比率と同様、表上にはハイフンが記載されてございます。

次の実質公債費比率でございますが、元利償還金等が標準財政規模に比べましてどの程度の負担になっているかをあらわす指標として、現行の地方債制度において用いられてる比率でございます。

連結実質赤字比率の算出において対象となります普通会計、特別会計、公営企業会計のすべての会計と、一部事務組合等を対象に公債費と公債費に準じた負担金、補助金等の経費により健全化判断比率を算出するもので、括弧内の数値25.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えますと財政健全化が必要となります。

なお、平成21年度におきます本町の実質公債費率は9.5%で、早期健全化基準内となっております。

次の将来負担比率ですが、すべての会計と一部事務組合、地方公社、第三セクター等を対象に、地方債残高のほか、将来負担すべき実質的な負債等により、健全化判断比率を算出するもので、括弧内の数値350%は本町の早期健全化基準でございます。この率を超えますと財政健全化が必要となります。

なお、平成21年度における本町の将来負担比率は49.1%、早期健全化基準内となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第14号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 報告第15号 公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（森本隆夫君） 日程第17、報告第15号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 引き続きまして、報告第15号について御説明申し上げます。

〔報告第15号朗読〕

財政健全化法では「公営企業の経営健全化の観点から資金不足比率とその算定基礎書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならない」と規定されております。そのために報告させていただくものでございます。

記以下でございますが、資金不足比率の報告につきましては、本町では記載の水道事業会計、町立温泉病院事業会計、簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の4つの会計が対象となります。

資金不足比率は、各会計単位の資金不足額が事業規模に対してどれだけの割合となっているかをあらわす比率で、基本的に資金不足額は水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企業法が適用される会計においては、貸借対照表の流動資産と流動負債を比較いたしまして流動負債が多い場合、また簡易水道事業費特別会計、下水道事業費特別会計の公営企業法が非適用の会計においては繰上充用が発生していることとなります。

なお、水道事業会計におきましては、平成21年度貸借対照表に不良債務3,196万4,000円があります。一時借入金として1億4,000万円を借り入れしておりますが、資金不足比率の算定に当たっては起債償還累計額と減価償却累計額との差、6億1,674万4,000円が解消可能資金不足

額と認められることから資金不足額は発生しないこととなります。その他会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は算出されないため健全な状態にあると判断されております。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期健全化基準は20%と定められております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第15号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第44号 那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第18、議案第44号那智勝浦町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第44号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第44号朗読〕

第2条でございますが、第2条第1号中「カ」を「キ」とし、「オ」の次に次のように加える。「カ」といたしまして「管理栄養士1人」。

今回の改正につきましては、町長の事務部局の職員に管理栄養士1名を加えるものです。

附則といたしまして、この条例は平成22年10月1日から施行する。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 御説明をお願いしたいんですけども、町長部局に管理栄養士を1人置きまして、この管理栄養士はどのような活動をするのでしょうか、御説明お願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

管理栄養士、今まで規定がございませんでしたので、今後福祉課等におきまして管理栄養士、どうしても必要だということでございますので、それに向けての条例改正ということになります。

現在臨時職員が1名、福祉課のほうに勤務しております。それを正職として採用する場合の条例改正となっております。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 具体的な仕事の内容をお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） まず、管理栄養士ですけれども、管理栄養士というのは、厚生労働大臣の免許を受けて管理栄養士の名称を用いて傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、そして個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持、増進のための栄養の指導並びに特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上、必要な指導等を行うことを業とする者を管理栄養士と言います。

一応うちのほうでは臨時管理栄養士を今週3日来ていただいているわけですが、業務といたしましては、母子保健法に基づく事業といたしまして、パパママ学級では妊婦さんへの栄養指導、そして乳幼児健診、乳幼児の健康相談、離乳食教室等での離乳食指導、そして健康増進法に基づく事業といたしまして健康相談での栄養指導、生活習慣病に関する健康教室、そして食育に関する事業といたしまして保育所、小学校、中学校での食育指導、そして高齢者への栄養相談事業、そして食生活改善推進への支援ということで現在行われています。

ただ、現在保育所のほうでは管理栄養士がなく、調理員が現場で献立を立てているという状況で、どうしても食育が大事であると言われている近年、子供たちの健康管理、栄養バランス等を考えた給食等を実施するために配置したいという考えでございます。どうぞよろしく願います。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第45号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第19、議案第45号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長東君。

○消防長（東 正通君） 議案第45号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

〔議案第45号朗読〕

このたびの改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、平成22年総務省令第26号が平成22年3月30日に公布されました。これに伴いまして、市町村火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付自消甲予発第73号）も所要の改正が行われ、本町火災予防条例もこれに基づきまして改正するものであります。

その内容は、条文第8条の3の対象火気設備等の関係につきましては、これまで実用化されている燃料電池発電設備、いわゆる固体高分子型、燐酸型及び熔融炭酸塩型の定義に、今後実用化が見込まれることになった固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものを新たに加えられました。また主として、一般家庭での使用が見込まれる10キロワット未満の固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合、もしくは過度に低下した場合、または外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものにつきましては、屋外に置いて建築物から3メートル以上の距離を保つこと等を要しないとされました。

また、第29条の5の住宅用防災機器関係につきましては、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正が行われ、条項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改めるものであります。

附則として施行期日、第1項、この条例は平成22年12月1日から施行する。ただし、第29条の5の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）第2項、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る）のうち、改正後の那智勝浦町火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第46号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（森本隆夫君） 日程第20、議案第46号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第46号について御説明申し上げます。

〔議案第46号朗読〕

那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、法律の規定に基づき、過疎地域において市町村が公共的施設を整備しようとする場合に、当該市町村の議会の議決を経て当該過疎地域に係る総合的な整備に関する財政上の計画を定め、都道府県知事と協議、県を通じ総務大臣に提出することにより過疎対策事業債——過疎債のことなのですが——をもってその事業の財源とすることができることから策定するものでございます。

なお、この過疎対策事業債は元利償還金の70%が基準財政需要額に算入され、普通交付税で措置されることとなります。このことから、計画の策定について議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、計画の概要につきまして、お配りしてございます資料がございますので、それをごらんいただきたいと思っております。議案第46号関係資料というのがございます。よろしいでしょうか、議案第46号関係資料です。よろしいでしょうか、はい。

それでは、その関係資料について御説明申し上げます。

まず第1番目に、過疎地域というところがございます。

過疎地域自立促進特別措置法の改正、平成22年4月1日施行、平成28年3月31日までの時限立法となっております。それによりまして、本町は同法の第2条の規定に基づき過疎地域とな

ってございます。

その下に、那智勝浦町が該当する要件というのを記載してございます。

まず、(1)の人口要件でございますが、昭和35年から平成17年の45年間の人口減少率が28%以上である。本町は29.4%。かつ高齢者比率、65歳以上ですが、29%以上である。本町は30.7%。また若年者の比率でございますが、15歳から30歳が14%以下である。本町は11.2%でございます。それと人口要件、もう一つございます。昭和55年から平成17年の人口減少率が17%以上である。本町は21%となっております。要件の(2)の財政力の要件でございますが、平成18年度から平成20年度の3カ年平均の財政力指数が0.56以下である。本町は0.406であります。平成22年4月の過疎法改正に伴い追加された以上の要件により、那智勝浦町は過疎地域となっております。

参考までに、今回の改正に伴いまして、和歌山県下では、本町のほか由良町、太地町が新たに過疎地域となっております。県内におきましては16市町村、2市13町1村が過疎地域となっております。

2といたしまして、過疎地域自立促進計画の作成とございます。

過疎法の第6条には「過疎地域の市町村は自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進計画を定めることができる」とされております。過疎地域自立促進計画の策定は、過疎地域の市町村の義務規定ではございませんけれども、過疎対策事業債、過疎債のことで、過疎債の起債には過疎計画が作成されており、かつ過疎計画に当該事業が盛り込まれていることが条件となります。

①といたしまして、過疎債の充当率ですけれども、充当率100%。括弧にございます公営企業債の対象となる施設につきましては50%、集落再編の整備のための住宅につきましては75%となっております。

②ですが、元利償還金に対する交付税措置ということで、元利償還金の70%に相当する額を地方交付税の基準財政需要額に算入されるということでございます。

2ページ目、お願いします。

過疎債は、他の起債と比較して非常に財政的に優遇措置の大きい起債であるため、今後のまちづくりを展開していく上で必要不可欠な財源であると言えます。今後過疎債を有効に活用していくために過疎計画を策定することにします。

計画期間でございますが、平成22年度から平成27年度まで6年間といたします。

計画に定める事項といたしまして、過疎法第6条の第2項に規定されている「以下の事項について計画を定めること」とされてございます。

(1)として、地域の自立促進の基本的方針に関する事項、町の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画期間。(2)農林水産業、商工業、その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項。(3)交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項。(4)生活環境の整備に関する事項。(5)高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項。(6)医療の確保に関する事項。(7)教育の振興に関する事

項。(8)地域文化の振興に関する事項。(9)集落の整備に関する事項。(10)として、前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し必要な事項となっております。

その下ですが、過疎法の第6条第4項において「上記の2から9までの事項につきましては、あらかじめ都道府県に協議しなければならないこと」とされており、当町におきましては、平成22年7月6日に事前協議、和歌山県過疎対策課、市町村課のヒアリングを経て平成22年8月13日に和歌山県知事あての正式協議を行い、平成22年8月26日付で過疎第76号によりまして県知事より異議のない旨の回答をいただいております。

続きまして、計画されております事業の内容について御説明いたします。

事業につきましては、ハード事業、ソフト事業に分かれています。

まず、ハード事業のほうですが、この表は左から、自立促進施策の区分、次に事業名、事業内容、実施主体の順に記載しております。

まず、区分の1、産業の振興でございますが、右側の基盤整備の中で農業につきましては土地改良施設維持管理適正化事業、小規模土地改良事業、農業体験施設整備事業。水産業といたしまして増養殖場造成改良事業、2番目の漁港施設関係では小金島漁協浚渫事業、小金島漁港施設改修事業。観光関係では観光棧橋の改修事業。その他といたしまして山の恵み活用事業、那智海岸防潮堤部分増設整備事業となっております。

2つ目の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の関係でございます。市町村道の関係で、道路関係では小阪熊瀬川線道路改良事業、二河橋ノ川線道路改良事業、井鹿4号線道路改良事業、町道道路舗装事業。橋梁関係ですが、仮称として長野橋改良事業、その他といたしまして朝日地区側溝改修事業、町道側溝改修事業、交通安全施設整備事業、町道維持修繕事業となっております。林道関係では、林道田長谷線改良事業、林道西中野川線改良事業。自動車等におきましては、町営バス車両の購入事業となっております。

4ページをお願いします。

引き続きまして、ソフト事業の関係でございます。

産業振興におきましては、中ほどの過疎地域自立促進特別事業といたしまして、人工衛星による食味測定事業、獣害防護柵設置支援事業、地場産米流通促進事業、磯根漁場再生事業、稚貝・稚魚放流事業となっております。

2番目の交通通信体系の整備、情報化及び地域間の交流の促進の部分ですが、過疎地域の自立促進特別事業といたしまして、町営バス運行事業、移住交流促進補助事業となっております。

4といたしまして高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。事業名で過疎地域自立促進特別事業といたしまして、福祉乗車券助成事業、バリアフリー基本構想策定委託事業、高齢者在宅生活推進事業、学童保育事業、チャイルドシート購入費補助事業となっております。

5の医療の確保。過疎地域自立促進特別事業といたしまして、色川診療所運行事業となっております。

6番目の教育の振興の関係でございますが、過疎地域自立促進特別事業といたしまして、特

別支援教育支援員配置事業、それと外国語指導助手配置事業となっております。

最後の8番といたしまして集落の整備。過疎地域自立促進特別事業といたしまして、集落支援員事業、地域おこし協力隊事業、過疎集落再生・活性化支援事業となっております。

枠外に4といたしまして、計画の変更というのがございます。計画の変更は、基本的には可能であります。事業の追加または中止、大幅な事業量の増減等、計画全体に及ぼす影響が大きいものについては議会の議決を含めた変更手続が必要であるとされてございます。

事業内容については以上でございまして、その7ページ、過疎債計画というのがございます。6年間の計画でございますので、平成22年度から8ページの平成27年度まで記載してございます。

まず、平成22年度、7ページの一番上ですが、ハード事業、ソフト事業、合計欄、その横に事業費、それと財源内訳がございまして、国費、県費、起債、その他、一般財源、二重枠してございます起債のうち過疎債の部分、充当分がここに記載されております。備考欄には充当率100%でない分、病院、簡水債の分、100%でないものを備考欄に記載してございます。

22年度から23、24、25、26とありまして、8ページお願いいたします。

27年度、6年間の合計欄が2つ目の枠にございます。合計といたしまして、ハード事業、ソフト事業、合計欄、その合計欄、事業費で108億8,942万4,000円、国費で8億9,972万2,000円、県費1億9,054万4,000円、起債88億9,100万円、その他6,021万1,000円、一般財源が8億4,794万7,000円、起債のうち過疎債の分でございますが、58億1,910万円となっております。水道、簡水、病院債につきましては備考欄に記載してございます。

その枠外の下でございますが、過疎債貸付条件というのがございます。資金といたしまして財政融資資金、償還期限は12年、うち据え置きが3年です。病院に係る分につきましては利率見直し方式を選択した場合30年、うち据え置きが5年となっております。

公債費の推計でございますが、過疎債に係る公債費は平成32年度から平成34年度がピークになります。このときの元利償還額は利率を2%で計算した場合、元金が4億6,363万3,000円、利子が8,707万9,000円、合計で5億5,071万2,000円となっております。

以上が提案させていただいております那智勝浦町過疎地域自立促進計画の概要となっております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いません、ハード事業面でちょっとお尋ねします。

上から産業振興のところですね、農業体験施設整備事業と書かれてるんですが、農業体験施設、うちにこのような施設があるのか、ほんで、どのような事業か、具体的に教えてください。

そして、その下、増養殖場ですが、これうちにこういう施設あるんですか。改良となっているんですが。

そして、その他のところ、山の恵み活用事業ですね、これ具体的にどのような事業なのか。

そしてもう一つ、道路改良でいろいろ書かれているんですけど、これ具体的に場所とか、こんな全然わからないんですけどね。ほんで、改良事業と書かれてるんですけど、どのような改良なのかというのもちょっと判断しにくいところですね。

そして、6ページ、集落の整備ですね、集落支援員事業ですか、これもどのようなことをなされている事業なのか。ほんで、地域おこし協力隊事業というのは、これも協力隊自体、幾つぐらい本町にあられて、どのような事業をなされているのか。過疎集落再生・活性化支援事業、これも具体的にどのような事業か、御説明ください。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、観光産業課関係のほうをお答えいたします。

一番最初、農業体験施設整備事業、これはまだうちにはそういうような施設はございませんが、将来に向かって農業生産品を1次産品として出すのではなく、2次生産加工できる場所をつくって、またそれを自分たちで売ることによって6次産業化まで考えて、そのような施設を整備していきたいと、このように思っております。

その次の増養殖場造成改良事業につきましては、沿岸漁業におきましては投石等を継続して行っていくというものでございます。

そして、山の恵み活用事業、これにつきましては、県のほうの補助事業でございまして、中身的には特用林産物等山村資源を活用した産業振興と担い手の育成、確保を図るとともに、山村小規模集落を含めた複数の集落での広域的な取り組みを促進し、地域活力の向上を目指すという補助事業でございまして、こういう補助事業を活用して山村地域についてのいろいろ整備等を含めてやっていきたいと、そのようなものでございます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） ハード事業の関係ですけど、道路改良はどのような改良をするかという話ですけど、まず順番に、小阪熊瀬川、二河橋ノ川、井鹿4号線については、道路幅員が狭いということで道路改良、幅員広げる、4メートル、5メートルとかにする予定をしております。この名前の上がるのを先にいきます。長野橋は今かかっている橋が仮設ということで、本橋にかけかえるということでもあります。朝日の側溝につきましても、今ずっと改良してるんですけど、なかなか追っかんということで上げやしてもらっております。

道路舗装、側溝改修、交通安全、町道維持は、場所は特定しておりません。これから区の要望等を精査してやっていくということでもあります。

以上であります。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 集落の整備の関係でございます。

まず、集落支援員事業の内容でございますが、現在も1名、色川地区に配置してございます。その業務内容といたしましては、集落の点検であるとか、集落のあり方について話し合いを促進していくとか、行政と住民の中、住民と住民、行政との仲立ちをするような役目を果たしていただいております。

それと、地域おこし協力隊につきましては、今回、次の補正でお願いしておりますけれども、意欲ある都市住民、若者を地域社会の新たな担い手とすることによって地域の活性化を推進するというので、都会からそういう田舎へ来ていただいて地域の活性化に役立てていただくという補助金でございます。

過疎集落再生・活性化支援事業でございますが、これはまだ県のほうの案でございます、そういう過疎化する地域の再生、地域と地域のつながりを持って活性化につなげていこうというものでございます。3年間の事業でございます、限度額1,000万円とする県補助金となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いません。農業体験施設ですが、うちにはないと。ほな、このような施設を計画なされているのかというのと、もし計画がある程度そちら側にあるのなら、それを具体的に教えてもらいたいです。

そして、この集落支援員事業というのは、聞くところによると、集落で実際、区長がなされているような仕事とよけ変わらないような気がしたんですが、特別変わったようなことをほかになされてるのか、もう一つお聞きします。お願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） お答えいたします。

農業体験施設整備事業、この件につきましては、特段この地域でこれをやるというふうには、まだ確定させていただいてはおりません。農業のほうで今1次産品より2次産品をつくって、それでまた自分たちで販売ルートをつくって6次産業化を目指すということが現在必要と思われまので、この過疎計画の中に入れさせていただいております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 申しわけございません。ちょっと質問聞き取りにくかったんですけども、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いません。集落支援事業の業務内容ですね、そのとき聞いたときに、地域の区長がなされているような仕事とよけ変わりのないような業務に思えたんですけど、ほかに特別違うようなことをなされているんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 区長のやってる仕事と同じようなということですか。

[10番引地稔治君「そうです」と呼ぶ]

はい。あくまでこれは集落の支援員でございます、区長さんは区長さんのもっと大事な仕事というのもございますでしょうし、同じ業務内容というのは、ちょっと私には理解できないんですけども、その支援員の活動につきましては、月1、役場の担当課と話し合いというんで

すか、結果を報告に来て、月1で会合を持ってございます。

活動につきましては、ある程度その基準というのがございます。それは行政のほうから申し上げて、あとは色川地区でやっていただいている、活動いただいているというのが現状でございます。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 色川地区に1人ということなんですが、ほかの地域でもこの支援員をふやすとか、そういう計画とか、そういう考えはないですか。もう色川地区1人、1名のみですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 希望がございましたら、補助金つきでございますので、それは可能かと考えております。

〔9番橋本謙二君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 先ほど、この資料説明はいただきましたけど、この本体のほうの説明は、これはなしで、もうこのまま質疑やってもいけるという方向に進むんですか。後ろのほうの本体のほうの計画の策定についてという説明が余り聞けませんので、資料説明だけで。

議事進行で、議長に聞いてます。

○議長（森本隆夫君） ちょっとマイク上げてくれませんか。

○9番（橋本謙二君） ああ、ごめんなさい。失礼しました。

総務課長の御説明お伺いしましたけれども、資料説明が主でしたね、資料説明が。この本体のほうの説明、余りこう、詳しくなかったんで、ちょっとこれずつと見ていきますと、例えば南紀園のこう事業が出てきたり、あるいは、既に今やっている那智中とかそういったものが出てきたりしますんで、こちらのほうの説明は、もう余りしないで、この資料説明だけで質疑進んでいくんですか。

○議長（森本隆夫君） どんどんこういう質疑があれば、こういう説明もお願いしますと、求めてもらって結構ですよ。だから一応こういう策定については出ましたけども、これも質疑のほうでどんどんやってもらって、説明加えてもらいたいと思います。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） これを聞いて質疑をどんどんやってもらうというよりも、こちらの説明を先にいただきたいと思ったんですけど、その辺、議長いかがですか。

本体の説明は余りなしに、資料ばかりの説明で今やってますよね、進めてますよね。これ見てみましたら、南紀園のことから、あるいは既にこの前臨時議会でやりましたような学校の補強事業とか、そういったものも入ってますよね。今やってる事業まで、そしたら過疎債は及ぶんかね、あるいは南紀園についても過疎債が及んでいくんかね、聞くこと、ちょっと多過ぎますんで、こちらの本体の説明なしに資料説明だけで本体を質疑やっていくんですか。その点をもうちょっとこう、ちょっと私、違和感感じるもんですからね。本来こちらの本体を説明し

て、その補足と申しますか、よくわかるように資料説明なさるのが本来ですよ。それがちょっとこう、逆になってますんで、これは質疑やりにくいなど、多過ぎてやりにくいなど、そう思ったんで、議長のお取り計らいを聞かせてもらったんです。

○議長（森本隆夫君） 当局に申し上げます。

この策定についての議案第46号ですけれども、詳細を今説明いただいたわけですけど、基本的なことは、まず今議事進行にありましたように、当初から説明をいただきたいと、こういうふうな議事進行がありましたので説明を加えていただけませんか。これは細部にわたってはこういうふうにしてありますけれども、抜けてるとこも、もう今指摘されたようにあると思いますので、もう一度説明いただきたいと思います。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時10分 休憩

10時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

それでは、過疎地域自立促進計画の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第46号自立促進計画をごらんください。

目次をあけていただけますでしょうか。

この計画策定に当たりまして、まず基本的な事項、これはどこにでもある基本的な事項でございます。計画に当たりまして2番目の産業の振興、3番目の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、5といたしまして高齢者の保健及び福祉の向上及び増進、6の医療の確保、7番目といたしまして教育の振興、8番目に地域文化の振興等、9番目に集落の整備というのが計画でございます。

もとへ戻っていただきまして、まず2番目の産業の振興、そこに(1)として計画を策定するに当たりまして現状と問題点、2番目といたしまして、その対策、一番大事なのはその対策でございますが、恐れ入ります、11ページお願いできますでしょうか。

まず、現状と問題点を挙げまして、一番大切なのが、その対策ということでございます。その方向性をあらわしてございます。その方向性をあらわしたのが14ページでございます。先ほど説明させていただきました事業計画となります。

先ほど私、関係資料に基づきまして説明をさせていただきましたけれども、中ほど2ページほど説明が飛んでございます。申しわけございません。その部分について少し説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

恐れ入ります、資料の4ページをお願いいたします。

ハード部分の抜けておりました部分でございます。

まず、区分の3でございますが、生活環境の整備といたしまして水道施設。上水道関係では簡易水道統合整備事業、それから簡易水道関係では簡易水道統合整備事業、宇久井簡易水道整備事業、配水管布設替事業。2番目といたしまして、下水道処理施設といたしまして浄化槽設置補助事業。(4)の消防施設関係ですが、小型動力ポンプ積載普通積載車購入事業、小型動力ポンプ積載軽積載車購入事業、小型動力ポンプ購入事業、消防ポンプ自動車購入事業、消防タンク車購入事業、消防救急デジタル無線整備事業、高規格救急車購入事業。その他といたしまして津波避難施設整備事業、これは県の事業ですが、小匠ダム更新整備事業。

4といたしまして、高齢者等保健及び福祉の向上及び増進。高齢者福祉施設関係では老人ホームの関係で南紀園改築事業。児童福祉施設保育所関係では町立保育施設整備事業。その他といたしまして紀伊勝浦駅エレベーター設置補助事業がございます。

5番目といたしまして、医療の確保。診療施設関係、病院では新町立病院建築事業、診療所関係では色川診療所整備事業、その他といたしまして医療機械備品購入事業となっております。

次のページの教育の振興につきましては、学校校舎関連施設といたしまして、校舎関連です。那智中学校校舎棟不適格改築事業、那智中学校管理棟耐震補強事業、色川小・中学校統合校舎建築事業。屋内運動場関係では宇久井中学校屋内運動場大規模改修事業、那智中学校屋内運動場大規模改修事業。スクールバス関係ではスクールバス購入事業。それと、集会施設、体育施設等の関係でございますが、体育施設といたしまして体育文化会館改修事業。

7といたしまして、地域文化の振興等におきましては、地域文化振興に関しましては道の駅「なち」世界遺産情報センター整備事業。その他といたしまして世界遺産熊野参詣道測量・整備事業、それと懸泉堂修理事業となっております。

申しわけございません。このページ、説明抜けておりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 2点、質問いたします。

今回この過疎地域の計画を見せていただきまして、非常に今後の町にとって重要な計画というのがわかりましたけど、この計画を見て、先ほどの10番議員の質問のように、これはどういう事業だというのは、これ質問し出したら時間的にも切りがないと思うんです。

ですから、本来これ、本会議でいきなり出す前に、この該当する、こういう事業の分野の委員会に一回出して、こういうのを今度出そうと思うんですけど、いかがやろうかっていう、そういう手順が時間的になかったのか、その辺わかりませんが、そういうことができなかったのかどうかという点が1点と、あと、この計画の中にクリーンセンターのことが載っていないので、クリーンセンターっていうのは、この過疎の事業に該当しないのか、それともこの年度的に間に合わないのか、その点、2点質問いたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

この過疎地域自立促進計画、委員会での説明ということでございますけども、我々といたしまして、議決をお願いするというので、特にそういうことは考えておりませんでした。今回議案として提出をさせていただいております。

それと、クリーンセンターの関係でございますが、ごみ処理とかでしたら、特に過疎であろうとなかろうと常にかかわってくる問題でございます。そういうものは対象外ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いません、先ほど質問させてもらったんですが、今の説明、抜けたあったところで一つ、気になったところを一つお伺いいたします。

5ページです。体育文化会館改修事業と書かれているんですが、これ体育文化会館はずっといろいろと改修事業をなされてきたと思うんですが、まだ改修しなくちゃいけないところがあるんですか。説明下さい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 体育文化会館改修につきましては、一昨年から大規模な改修をやらせていただいております。本年もまたやらせていただいておりますが、国体開催に向けて、まだ具体的にはアリーナ部分の電球、照明の交換とかそういう部分もございます。まだまだ金が結構かかるような修繕も残ってございますので、この計画の中に上げさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 1点、お尋ねをいたします。

こちらのほうの関係資料のほうの3ページのところに6番に自動車等というところで、町営バス車両購入事業というのがございますんですけど、この町営バスはどちらのほうでお使いになることで購入される御予定でございますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 古くなりました太田線バスの買いかえを予定してございます。

○議長（森本隆夫君） 3番中岩君。

○3番（中岩和子君） 濟いません、この今太田線と言われましたけど、これはスクールバスにお使いになってるもんでございますね。太田線は違うんですか、また別にあるわけですか。

実は、こちらのほうに、5ページのほうにスクールバス購入事業というのが、また別にあるわけなんです。それとの違いはどのようになってますでしょうか。

〔「三川の」と呼ぶ者あり〕

あ、三川の。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 太田線のバスについては定期的に通っておるあのバス。このスクールバスにつきましては、三川小学校、勝浦の統合によるスクールバスの関係でございます。

す。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ことし4月に過疎地域に指定されたということは、町政が衰えていきやるということで、喜ばしいんか、財政的には喜ばしいことだと思いますが。

この過疎債ですね、これの充当率というのは、公営企業には、そこに書いてありますとおり50%を充当するというのでございますが、普通ですね、一般会計の部分あるいは特別会計の部分については、普通一般的には起債制限というのもありますね。そういう制限はなしに100%、もう事業費は、例えば1億円だったら1億円とも、まあ補助金もあるかと思いますが、補助金を除いた、まあ補助金は3割だとすると7,000万円は全部この過疎債で借りられるという、こういう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

充当率100%に該当するものは基本的に充当率100%で、その公営企業債の関係、まあ病院関係につきましては50%ということになってございます。その70%が地方交付税ということになってございます。

その限度額でございますが、ハード部門については全額、限度というのがございませぬ。国の予算の関係の範囲。それとソフト部分につきましては限度額がございまして、これは総務省が定めます算定額というのがございまして、ソフト部分につきましては1年間トータルいたしまして4,150万円というのが限度額となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） その1年間4,150万円というのは、その事業費ですか、それとも起債の全額ということでよろしいんですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 起債の充当分ということです。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

13番田中君。

○13番（田中 植君） 先ほどの課長の説明で、懸泉堂修理事業というのが1つ項目に上げられておったと思うんです。私この懸泉堂については、一般質問で以前、所有者にお願いして町が譲り受けて町の文化財にしたらどうなという一般質問をさせていただいたと思うんです。その後、それについてはどうなっているかは聞いてないんですけど、ここで修理費というふうなことで出てきたら、これ所有者の方に相談なしに勝手に修理するというわけにはいかんと思う。これはどういうふうな形で修理なさるんか、そのあたりのちょっと状況を説明していただきたいというふうに思います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 懸泉堂につきましては、現在所有者が東京に在住されている方が持つ

ておられます。その施設を下里の中で管理されている方がおりまして、その方を通じて寄附していただけないかというようなことで話を進めておる状況でございます。

ただ、不幸なことに、先月でしたか、息子さんでしたか、何か電車事故で亡くなられたというようなことで、一時、交渉というか、話し合いがストップしているような状況です。

今回この計画を立てるに当たりましては、こういう不幸がなければこちらから出向くような格好でいろいろ事情も説明申し上げ、寄附していただけないかというようなことで進めていくような形でおったんですが、今そのような形でストップしております。一応この計画を立てる時点では寄附していただいて、その傷みぐあい、その状況によって手だてをしていこうかというような形で、具体的には、どのようなところまで修理するかどうかというのは、具体的な計画は上がっておりません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） この懸泉堂については、町の文化財として十分保管させていただくというふうな建物だというふうに私認識しております。ぜひとも所有者の方と引き続いて交渉されて、もう今雨漏りもしているような状態やということもちょっと聞いたことがあります。だから、なるべく早くそういう方向が方向づけできるような方法を頑張っていたきたいというふうに思います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） その傷み状況とか、そのような、見るからにかなり傷んでおると、そういうことはもう重々承知しております。今後とも機会をとらまえてといいますか、ちょっと時間が落ちつけば交渉を進めていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 2番蛭川君。

○2番（蛭川勝彦君） 6ページの上から7行目、移住交流促進補助事業とありますけれども、この事業はどのような内容なのか、御説明願います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 少し時間がかかりました。これにつきましては、田舎暮らしモデル町に指定されております。にわか田舎暮らしモデル、その受け入れ業務、今現在色川地域振興推進委員会のほうにお願いしておりますが、その振りかえでこの事業を上げさせていただいております。

○議長（森本隆夫君） 2番蛭川君。

○2番（蛭川勝彦君） ちょっとわかりにくいんですけども、色川地域振興推進委員会のやってくる事業を町が補助しようという事業なんですか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 今後こういうふうに使い道が、この過疎債では使えるということで、補助金も出せるということでこちらのほうに計画として上げさせていただきました。

○議長（森本隆夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 今回この那智勝浦町過疎地域自立促進計画の策定について御説明を本日いただいているわけなのですが、なかなか非常に重要な内容が網羅されている中で、時間的な余裕が限られていると、タイトな感は否めないんじゃないかなあと思われます。もう少し対話といいますか、説明を、より細やかな説明というものがあってもよかったんじゃないかなというふうに若干の違和感を感じております。

本日のこの策定についてのほうですね、資料ではなくて策定についての1点、気になったところが16ページ、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進という中の16ページ、上から4行目、地域間交流の促進については、本町を訪れた観光客が再度足を運びたいくなるようなまちづくり、人づくりを目標とするというふうに記載されております。

ずっとこの交通通信体系の整備と、それ以外のところもずっと見渡していたんですが、この今回の計画というのはまちづくり、これから27年度までのまちづくりに非常に大きな影響を与えるものというふうに認識しておりますが、人づくりという点で地域住民との交流という点が少し計画性に薄さを感じております。どの点をどういうふうにマンパワーを上げていくんかという計画がどのあたりに網羅されてるのかというのが見えにくいので、その点を御説明いただきたいと思います。

比較的、IターンやUターンの方々に対する取り組みについては非常に精力的にされていて、これは一つの成果が期待できるんじゃないかなと思いますが、それ以外の人づくりという点で、この27年度までのまちづくり全体での構想について少し御説明をいただければと思います。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時03分 休憩

11時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

先ほどの14番議員からの御指摘でございます。

この自立促進計画でございますが、あくまで過疎地域からの脱却を目標とする計画でございますが、議員おっしゃいます人づくりとマンパワー、それも大切な重要な要素ではあるんですが、今回の計画につきましては過疎債を起債することを重点に置いてございますので、その点、御理解いただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） その趣旨はよくわかります。この議案について御説明いただいている中でよくわかっておるつもりであります。

その過疎地対策、自立促進していくんだと、自立を促進していくんだということであれば、もう読んで字のごとくですね、自立を促していくんであれば、なおさら地域住民の主体性というものが、私は求められるべきじゃないかなと思います。過疎から、過疎地であるということから脱却するためには地域住民、行政に依存するのではなくて地域住民が主体となっていく、この必要性というものを私は強く感じております。

その一方で、この計画を見ておりますと、水産とか観光とか商工とか、産との一体感というのは非常に丁寧に網羅されているというふうにも見えます。それは別の見方をしますと、形になって見えるものは非常に丁寧に網羅されてるなあと、その一方で、ソフト面での人づくりという点で、もっともつこの計画に網羅されることもできたのではないかなあというふうに感じられます。

せっかくこの計画を策定されるのであれば地域住民と、官と産の一体感とは別に、官と民との協働という計画が、より一層充実されていてもいいんじゃないかなあというふうに思われますが、もう一度御答弁いただけますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 貴重な御意見いただきましたけれども、今回につきましては、人づくり、マンパワーであるとか、長期総合計画等でまた取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 長期総合計画も非常に大事な計画であると承知しております。さらにこういった計画以外も含めて、地域住民との協働というスタンスをよりリアルなものにさせていただけるように期待しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっと疑問に思うことなんですけど、例えば、この計画の策定のこちらのほうなんですけど、こちらのほうの14ページなんですけど、ほかの事業計画にもあるんですけど、例えば、事業名の中で基盤整備、農業で書かれてる(1)、その次は漁港の施設で2、その次は、もう観光で8になってるんですけど、これ該当される事業がほかにあって、たまたまこの那智勝浦町ではそれをやられてないから、これに載ってないという形なんですか。ほかの事業名というんですか、該当できるものもあるんやったら、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

その事業名の番号が飛んでおるという関係でございますが、順番にございますが、当町が過疎債を使って優先すべきといたしますか、それを上げて記載させていただいております。それが該当がなかったというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） なかっても、その事業名というのはわかってんのか、3から7まで。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） わかっています。

○議長（森本隆夫君） わかっている。ほな、それ言うたってくれたらいい。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 申しわけございません。産業振興の関係でございますが、1番といたしまして基盤整備、農業、林業、水産業。(2)といたしまして漁港施設。(3)といたしまして経営近代化施設、その中にも農業、林業、水産業がございます。(4)といたしまして地場産業の振興、技能習得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設、流通販売施設。(5)といたしまして企業誘致。(6)といたしまして起業の促進。(7)商業といたしまして共同利用施設、その他。(8)といたしまして観光またはレクリエーション。(9)といたしまして過疎地域自立促進特別事業。(10)その他。

産業振興の区分では以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 産業振興もほかも、事業計画があるんで、一応どういのが該当になるか、一応資料でいただけたら、コピーでも、ほかの例えば自立促進の部門とか、ほかにも部門がありますんで、こういうのも可能性がございますよってわかれば、物でいただきたいと思えます。ほかも読んでいただいたらかなり時間がかかると思うんで、後で結構なんで、済いせんが、よろしくお願ひします。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 議案第47号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（森本隆夫君） 日程第21、議案第47号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第47号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,060万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9,367万円とするものでございます。

第2条で地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計欄で、補正前の額66億6,306万1,000円、補正額2億3,060万9,000円、計68億9,367万円となります。

3ページです。

歳出ですが、款1の議会費から次のページ、款10災害復旧費まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額です。

5ページです。

第2表地方債補正です。

起債の目的欄中、地域活性化事業から河川改良事業まで、補正前の限度額5億9,540万円に2億30万円を増額し、補正後の限度額を7億9,570万円とするものです。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書。歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括の歳入及び7ページの歳出について、それぞれ2億3,060万9,000円を増額を行っております。

7ページの補正額の財源内訳ですが、国県支出金で2,437万4,000円、地方債で2億30万円、その他特定財源で402万円、一般財源が191万5,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

2歳入ですが、款10地方交付税、目1地方交付税は191万5,000円を増額し、計は24億5,745万4,000円となります。

10ページをお願いいたします。

款20諸収入、目1雑入4万円につきましては、簡易無線局再免許申請負担金で、免許申請時に必要な収入印紙代金を12の自主防災組織から受け入れをするものでございます。

款21町債、目1総務債1,720万円につきましては、道の駅「なち」整備事業で、充当率の有利な過疎対策事業債への振りかえと説明欄記載の事業への財源に充てるための補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

3歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で3,888万2,000円の減額補正をお願いしてございます。節2給料から、次のページの節4共済費までは職員等の人件費で、

4月1日付人事異動によります調整に伴う減額であります。なお、この後、各科目における人事異動に伴う人件費につきましては説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。節7賃金166万6,000円につきましては、国勢調査臨時職員及び新病院建設推進室臨時職員分をお願いしてございます。

目3財産管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目4出張所費、節13委託料100万円につきましては、下里出張所設計業務委託料をお願いしてございます。これにつきましては、当初平成23年度建設予定の下里保育所に出張所機能を含めた複合施設と考えておりましたが、保育所の安全面から施設を閉鎖的に管理する必要があり、別の施設として建設するために今回補正をお願いするものです。下里保育所用地につきましては、将来の人口減少に対応すべく下里地域全体の拠点となる用地として、まちづくり機能を備えた拠点となる用地といたしたく出張所の設計を含めて有効活用するための基本となる位置づけを行いたいと考えてございます。

目6電子計算費、節18備品購入費24万円につきましては、現在使用してございますパソコンが古くなりましたので、2台分の補充をお願いするものでございます。

次の目7企画費352万5,000円のうち、節1報酬から節12の役務費につきましては、総務省が実施いたします過疎地域集落対策地域おこし協力隊導入による活動費用となっております。これにつきましては、意欲ある都市住民、若者を地域社会の新たな担い手とすることによりまして地域の活性化を推進することを目的とするもので、色川地区で実施するものでございます。節19負担金補助及交付金241万1,000円につきましては、地域活性化対策事業補助金といたしまして、那智山区道路改修、湊区区民会館改修、熊瀬川区飲料水供給施設整備にそれぞれ2分の1を補助するものでございます。

目10町営バス運行費につきましては、財源内訳の変更となっております。

19ページをお願いします。

目8簡易水道費8,750万円は簡易水道事業費特別会計へ、次の目9病院費1,150万円につきましては町立温泉病院事業会計へそれぞれ繰り出しをするものでございます。

27ページをお願いいたします。

款8消防費、目5災害対策費、補正額16万9,000円につきましては簡易無線局再免許申請手続委託で、5年ごとに更新を行っております。32台分の申請料と申請用収入印紙代金となっております。

32ページからは補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 税務課の関係について御説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費の節13委託料の国税申告データ連携システム導入委託181万7,000円と、節14使用料及賃借料の8万9,000円と、節18備品購入費、パソコン20万

4,000円につきましては、国税申告データ連携に対応するため補正をお願いするものでございます。

国税の個人の所得税の確定申告書の用紙につきましては、複写分になっておりまして、その複写分につきまして住民税用の資料として現在は税務署から紙ベースでもらっております。これらのデータにつきましては、来年の1月から全国一斉に地方税電子化協議会が運営する電子ポータルシステムeLTAXを利用して電子データとして本町に送信されてくるようになります。また申告に関する照会もこのシステムを利用して行うことになっております。この7月に地方税電子化協議会から連携システムの詳細資料の提示があり、それに基づき今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いします。

款2総務費、目1戸籍住民基本台帳費、補正額320万5,000円につきましては、人事異動等による人件費のほかに、平成21年度において育児休業中の2名はおのおの約1年の育児休業を終了しまして職務復帰いたしました。当初予算編成後に新たに1名が産休、育児休業取得となりましたことから、節7賃金で今年度不足します7カ月間の臨時雇い賃金94万円、前後しますが、これに係る節4共済費で臨時雇い社会保険料13万円を計上させていただいております。

款3民生費、目1社会福祉総務費で、次の16ページをお願いします。節28繰出金で2,834万3,000円、これにつきましては、国保会計において人件費のほかに平成22年度納付金の確定、また平成21年度の医療費精算確定により返還金が生じておりましたことから、国民健康保険事業費特別会計へ繰り出しをお願いするものでございます。

住民課の関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係でございますが、8ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目3衛生補助金、節2母子保健対策費補助金、補正額6万円につきましては、一般不妊治療費に係る2分の1の補助金で追加補正をお願いするものでございます。節5地域子育て創生事業費補助金16万円につきましては、地域の創意工夫により地域の実情に応じた子育て支援事業等を実施するための補助金で、補助率は10分の10でございます。

19ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費、目6母子対策費、節18備品購入費16万円につきましては、ベビーマッサージ教室実施に伴い県補助金100%を受けて授乳量測定と育児指導のために高精度ベビースケールと乳幼児用ベッド型身長計及び実技指導のための沐浴人形等身大を整備するものでございます。

節19負担金補助及交付金12万円につきましては、3万円を限度とした一般不妊治療費助成事業で4名分の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課関係の御説明申し上げます。

まず、歳入の部でございます。8ページをお願いいたします。

款12分担金及負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3土地改良施設維持管理適正化事業分担金48万円、これにつきましては平成21年度で下和田排水樋門の設計を行いました。またその今度5年間をかけて費用をためていくものであります。これは下和田区から受益者負担金としていただくものであります。

続きまして、目3災害復旧費分担金350万円、これは町単独農林水産施設災害復旧費分担金でありまして、林道大雲取線の2カ所の工事分の受益者負担分でございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、次のページに入らせていただきまして目4農林水産業費補助金、節13緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金896万8,000円。説明の欄に記載しております森林の担い手育成事業。これは緊急雇用の補助金10分の10であります。いただきまして、木原造林のほうに新たな林業関係者の育成をしていただくということでお願いしております。節14山の恵み活用事業補助金264万4,000円、これは先ほどちょっと議論ありました県のほうで補助事業をつくっております。先ほど言いましたが、山村資源を活用した地域産業の振興及び担い手の育成を図るため市町村及び団体が山村地域において行う山の恵み活用事業に対して予算の範囲内で補助金を交付するというので、色川地域の特産物を利用した新たな事業展開に対して県のほうから3分の1の補助をいただくものとなっております。

目5商工費補助金、節3緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金、これも緊急雇用でありますので10分の10の補助であります。これは旅館組合に委託いたしまして、あなろぐDIGITAL事業というのを計画しております。歳出については、歳出のほうで御説明させていただきます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

20ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬6万3,000円、農業委員会委員報酬、これにつきましては、和歌山県内の日高川町のジビエ工房へ視察研修に行きます報酬であります。節9旅費3万6,000円、これについてはそのときの費用弁償になります。

次、目3農業振興費になります。節19負担金補助及交付金502万2,000円。内訳といたしまして土地改良事業負担金105万6,000円、下和田の排水樋門の関係でございます。下の生産・加工・販売施設等整備支援事業補助金、これは山の恵み、先ほど県費で3分の1いただくとお話しさせていただきました山の恵み事業で、その地で新たな加工品をつくって地域産業を促していくということで、町は6分の1の補助を行います。396万6,000円になります。

目5那智駅交流センター管理費、これは道の駅ができる関係で、今までありました農産物を



販売しておりましたコーナーを外のほうに持っていきます。それにかかる費用でございます。  
この中の節14使用料及賃借料19万1,000円、レジスター借上料となっております。これはレジスター等、借り上げております会社にありますのでこういう表現をさせていただいておりますが、これはパソコン、バーコードをつくる時にパソコンが必要でございます。今まで事務所のパソコンと兼用でありましたが、今回向こうへ移るということで新たにパソコンが1台不足しますので、それで購入させていただきたいと思っております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節12役務費12万円。これは手数料、下里、天満の松くい虫等にやられております6本の松の木の伐倒の費用でございます。節13委託料896万8,000円、森林の担い手育成事業委託、これにつきましては木原さんをお願いして、町面積が約88%ほど森林であると、その森林を守っていくための若手の人材を育成していただくということで、そういう人材育成の事業として委託いたします。

次のページ、下のほうになります。23ページになります。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節13委託料751万5,000円、あなろぐDIGITAL事業委託。これにつきましては、緊急雇用の補助金をいただきまして旅館組合に委託したいと。事業の中身につきましては、昨年観光協会、旅館組合、各ホテル、そして私どもと一緒に勝浦駅へお越しになるお客様を、土日限定でありましたが、お迎えいたしました。それを昔ながらのポーターのようにお客さんのお出迎え、お見送り、そして階段等の荷物のお運び、そういう人の人材をアナログ的、昔懐かしいということでアナログという表現をさせていただいておりますが、そのような人を雇用し、またデジタルのほうでは旅館組合、ネットを使った個人旅行がふえてまいりますので、そういう関係の人を1名雇用していきたいと思っております。合計アナログのほうで2名とデジタルのほうで1名の雇用を考えております。

目3公園費、節18備品購入費38万5,000円、ティーバッティングネット、ネットフェンスと書いております。これは天満球場用に考えておりますティーバッティング用のネット、かなり傷んでおりますので、その購入と、ネットフェンスにつきましては、木戸浦運動場におきましてボールが道路等に飛び出し、その防止のために、背丈は低い目のネットを購入して、その防止に努めたいと思っております。

目4体育文化会館費、節18備品購入費255万円、卓球台と。昨今町の方の御協力で卓球等のお客さんがふえております。ただ、合宿等誘致いたしてみますと、皆さん御存じだと思うんですが、昔は卓球台といえばグリーン一色でありましたが、今はどの大会もブルーになっていると、大学生等々、やっぱりグリーンとブルー、違うということもございまして、体育文化会館建ててから卓球台も二十数年たっております。老朽化も含めまして、この際、全部ではございませんが、何回かに分けて卓球台を買っていききたいと、そのようなものでございます。

続きまして、恐れ入ります、飛びます。30ページ、31ページのほうをお願いいたします。

31ページ、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費850万円。農林水産施設災害復旧工事及び保全工事ということで、林道

大雲取線で2カ所700万円予定しております。西中野川線で2カ所の工事で150万円予定しております。

以上が観光産業課の関係でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。

再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時56分 休憩

13時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） 建設課の関係について御説明申し上げます。

24ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節15工事請負費900万円につきましては、町道の維持修繕に係る工事費でございます。

25ページをお願いします。下です。

目2道路新設改良費、節15工事請負費3,900万円は、説明欄記載の色川太田線道路改良工事から桜ヶ丘1号線外側溝改修工事までの9件の町道整備に係る工事費でございます。工事種別は、道路改良工事1件、災害防除1件、側溝改修工事7件であります。各路線の延長等は説明欄記載のとおりでございます。

26ページをお願いします。

項3河川費、目1河川改良費、節15工事請負費800万円は、説明欄に記載のにぎり川外河川改修工事と下里排水路改修工事でございます。延長は80メートルと45メートルを予定しております。節19負担金補助及交付金343万4,000円は、説明欄記載の3件の急傾斜関係の県事業に係る地元負担金でございます。事業費8,545万円で負担率は2.5%から10%でございます。

31ページをお願いします。

災害復旧費です。款10災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費750万円は、4月から7月にかけての集中豪雨により被災しました道路災害9件、河川災害2件、合計11件の災害復旧に係る費用でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 消防長東君。

○消防長（東 正通君） 消防の関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、目6消防費補助金、補正額65万2,000円につきましては、小型動力ポンプ4

台、積載車1台について県補助金の増額があり補正するものであります。

11ページをお願いいたします。

款21町債、目5消防債につきましては、消防防災施設整備事業債から充当率のよい過疎対策事業債への振りかえであります。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、目1常備消防費、節9旅費から節18備品購入費まで、10月異動予定職員の大阪府立消防学校初任科入校に係る諸経費をお願いしております。研修機関は約6カ月間でありま

す。  
目3消防施設費につきましては、県補助金の増額と過疎債充当による財源内訳の変更であります。

消防の関係については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、節7わがまちスポーツ補助金40万円につきましては、2015年に開催される紀の国わかやま国体の内定を記念し、わかやま国体終了後も那智勝浦町にレスリング競技を根づかせ、町のスポーツ振興や活性化を図るために開催するレスリングカーニバルへの補助金であります。補助率は2分の1となっております。節8公立小学校適正規模化支援補助金397万5,000円は、平成23年4月1日付をもちまして勝浦小学校へ統合する三川小学校に係る補助金で、4月より勝浦小学校へ通学する三川小学校区の児童の通学の安全を確保するため購入するスクールバスに対して292万7,000円と、老朽化し使用するのに危険な勝浦小学校の低鉄棒や2段式うんていなどの遊具を新たに整備する費用に対して104万8,000円を受け入れするものであります。補助率は2分の1となっております。

次に、28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節7賃金53万7,000円は教育委員会事務局職員1名が12月初めから産休に入ります。そのため3月までの4カ月間の臨時雇用賃金であります。

目3教育諸費、節4共済費7万2,000円は産休の臨時雇いに対する社会保険料であります。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、節12役務費8万1,000円は、節18のスクールバス購入に伴う自動車登録手数料6万7,000円と自賠責保険料1万4,000円であります。節15工事請負費317万6,000円のうち、説明欄のスプリンクラー設置工事55万7,000円については、現在宇久井小学校運動場の西側の山が切り取られております。これにより風の影響が大きくなり、特に冬場の西風のときには運動場の土ぼこりがひどく、近隣住民からの苦情が絶えません。学校と

しましてもホースを使って水をまき飛散防止に努めておりますが、面積が広いため対応し切れないのが現状であります。そのため今回冬場を前にスプリンクラーの設置を行い、環境整備を図るための費用であります。遊具設置工事261万9,000円については、勝浦小学校の遊具は新校舎の建築に伴い一時撤去し、運動場の整備後に再度設置する予定でありましたが、かなり腐食がひどく、使用するのに危険な状態でありますので、三川小学校との統合における県の補助金を受け、低鉄棒やはんとう棒、2段式うんていなどの整備を図るものであります。次のページの節18備品購入費614万7,000円は、児童数の減少により平成23年4月1日付をもって勝浦小学校へ統合する三川小学校区の児童の通学の安全を確保するためスクールバスを購入するための費用でございます。車種はマイクロバスで26人乗りであります。なお、平成23年度の乗車児童数は21名を見込んでおります。節27公課費3万円は、スクールバス購入に係る重量税であります。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費512万4,000円は、下里中学校運動場のフェンス取りかえ工事281万4,000円と、バックネット取りかえ工事231万円であります。経年劣化により全体がさび、支柱や金網枠がさびて外れたり、なくなっている箇所もあり、ネットはところどころ破れボールが飛び出すなど、授業やクラブ活動にも支障を来しており、また危険でもあります。バックネットは高さが余りなく、野球のボールがよく飛び越えて近隣の住民からの苦情も多いため、今回取りかえ工事を行うものであります。

目3宇久井中学校屋内運動場大規模改修事業費と目4那智中学校屋内運動場大規模改修事業費につきましては、財源内訳の変更であります。

次のページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節8報償費の人権教育啓発費18万3,000円は、人権同和教育地区別学習会を実施するに当たり、指導者を対象とした研修会、反省会を開催いたしますので、そこへ参加されます講師20名分の報償費であります。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金補助及交付金80万円は、2015年のわかやま国体の開催に向け本町で開催を予定しているレスリング競技を町民に対し周知し機運を高めるとともに、国体終了後も地域に根差すスポーツとしての振興を図るため県の補助制度を利用し、レスリング教室や学生によるレスリング競技デモンストレーションなどレスリングカーニバルを開催します。実施に当たっては、和歌山県レスリング協会が主催し、全額協会へ補助するものであります。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） 14ページの委託料、国税申告データ連携システム導入委託というのがあるんですけども、これは確定申告、e-Taxと言いましたっけ、あれと、このeLTAXは、LはローカルガバメントのL、これの関係はどうなってるのか、教えてください。

○議長（森本隆夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） お答えいたします。

まず、そのe-Taxですけども、これは国税、国のシステムでございまして、国が一般から申告をインターネットで受けるシステムでございまして、電子申告でございまして、確定申告の電子申告でございまして、これにつきましては、一たん国税庁、税務署のほうで精査いたしまして、そのデータが精査の上、一応その結果につきまして住民税の申告用のデータとして、まあ資料として本町のほうへ来ます。その間につきましては、基本的にはeLTAXとは直接は関係はないんですが、あくまでも大事なデータでございまして、同じ回線を使いまして、そして地方公共団体のほうはLGWANというローカルガバメント・ネットワークという専用の、地方公共団体専用のネットワークがございまして、そちらに乗せて、そしてこちらのほうへ、パソコンのほうへデータを、まず送信していただきます。それをもとに、まあe-Taxですと電子データになっておりますので、そのまま一応本町の税務システムのほうへ乗せるという作業を行います。

完全に自動かといいますと、本町は住民番号を持っておりまして、氏名と生年月日ではなくて住民番号がキーになっております。国税のほうは、また別の税務署の番号を持っておりますので、単純に自動で、その個人のデータが自動で入るということはありませんけども、ただ、数値化されたデータ、所得が幾らとか細かいデータが数値化されておりますので、それについて入力する作業がなくなると思われます。

ただ、今のところ、税務署でe-Taxで電子データで入力されているのが大体30%と聞いております。それ以外のものにつきましては、町の受け付けで大体1,300件受け付けております。これにつきましては、うちのほうの申告システムで入力しますので、これも電子データとして入ってきます。それ以外のものにつきましては、数値化されるとは言いながら、手書きの数字ですので精度がどれぐらいか、ちょっとまだ今のところわかりません。そのためにとりあえずコピーのようなイメージデータでも、その分については送ってくれるということになっております。行く行くはかなり便利になると思いますが、最初のころはちょっといろいろと手作業も残るかと思っております。この時代ですので、なるだけ電子申告でしていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 2番蜷川君。

○2番（蜷川勝彦君） そういうことでありましたら、広報紙等によって町民の方に、できるだけ電子申告を呼びかけたらいかがでございでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 税務課長濱口君。

○税務課長（濱口博之君） 議員おっしゃるとおり、申告は2月ごろからでございますので、その前のころになりましたら、また広報紙とかインターネット等、考えてみたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 1点、質問いたします。

21ページ、目2の林業振興費の800万円余りの委託料、森林の担い手育成事業委託、私はこ

の手の事業というのは森林組合さんがいつも受けてるように思ってたんですが、今回木原造林さんということで、こういう組合以外のこういう林業会社さんも受けれるっていうこと、ちょっと私は初めて知ったんですけど、こういう森林関係の国や県の事業を受ける要件みたいなものがあるのか、これだけの経営規模だとか、事業所が町内にあるとか、そういうのがあるのかないのかっていうのをちょっと知りたいんで教えていただくようお願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 林業費のこの委託料の件でございます。これにつきましては、緊急雇用の補助金をいただいて実施するものでございます。この補助金のほうの目的といたしまして、失業者、今こういう経済状態でございますので、失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出、提供及び人材育成のための委託ができるという項目が本年からできました。それを受けまして森林関係でこの木原造林につきましては林業技師、林業士ですか、その免許を持った指導できる方が数名おられる、そういうことでそういう人材を育成していただける雇用創出を考えていたしたわけでございます。

ちなみに、町内では森林組合と木原、2者、そういう免許は2つの団体にしかないというふうに承っております。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 1点、お伺いします。

26ページ、土木費のところなんですけど、この河川のやつで節15工事請負費、このにごり川っていうの、どこにあるんですかね。そして、これどのような工事なのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長塩地君。

○建設課長（塩地勇夫君） にごり川については、浜ノ宮地内にあります。浜ノ宮地内の那智漁港へ行く関連道の入り口の下にあります。今石積みで自然護岸というんか、石積みの護岸なんですけど、コンクリなんか使っていない、それが壊れてきているということで、3面張りコンクリートで施工する予定にしております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 19ページです。6の母子対策費の19負担金補助、節19です。妊婦健康診査等受診料補助金ということで、説明の中で一般不妊治療費助成事業補助金についてお聞きしたんですけども、私の聞き間違いもあるかと思いますが、4名の追加ということだったのか、それと、この補助金ですけれども、治療費の全額が補助されているのでしょうか。とても体力的にも経費もかかるということで、その分もお聞かせください。

それから、対応されてる病院ですけれども、わかれば、どこの病院なのかもお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） この不妊治療の関係の補助ですけれども、年間3万円の補助をいたして

おります。県の補助金が1万5,000円です。当初3名分の予算をとっておったんですけど、9万円の予算、3名分9万円の予算をとっておったんですが、現在もう既に4名ということでふえてきております。

この一般不妊治療というのは、医療の保健確保に規定する療養の給付ができることになる不妊治療ということで、薬物治療とか手術治療など、そういう面に使われます。あと、医療保険適用外の不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を除く治療ということで、そういうふうに使われております。

ほかに、これ以外に県の事業で特定不妊治療助成というのがあるんですけども、これは15万円の補助がございます。これは不妊治療のうち体外受精とか顕微授精についての経済的負担の軽減を図るために治療費の一部を助成する制度でございます。

この不妊治療の事業につきましては、2年度まで、2年間を助成するという事業でございます。そのような状況です。

失礼しました。対象の病院ですが、今のところ、私は把握しておりません。

○議長（森本隆夫君） 5番田中君。

○5番（田中幸子君） 対象の病院も町内にあればなんですが、もし交通費のかかるところであれば交通費もかかってくると思いますが、交通費の関係では含まれてはいないんですね、この中には、治療費ということだけで。お聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 交通費は含まれておりません。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 1点だけお伺いします。

13ページの下里出張所設計業務委託でございますが、このことについては以前からお話も聞いてありまして、先ほど課長の説明では防災の拠点にもという話でございましたが、これは今現在下里のコミュニティーセンター、出張所ですね、あそこは高芝にあるんですね。あの高芝の方、粉白の方、あるいは八尺鏡野の方にとっては遠くなると、距離的に遠くなるということもあります。そしてまた、下里の地下の方であったとしても、国道を渡らないといけないと、そういう危険性というか、不便やなあという、そういう気持ちもあろうかと思えます。こういうことについても地元で十分説明してあるのか。

そしてもう一点、出張所はまだこれより古い出張所もあるわけですね。ここらも順次建てかえていくのか。この2点だけお答え願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） お答えいたします。

今御指摘の出張所費、委託料、下里出張所設計業務委託でございます。

この件につきましては、将来の人口減少に対応すべく、下里地域の全体の拠点となる場所を確保しておきたいということ。まちづくりを備えました拠点となる場所。今回下里保育所の建

設が予定されております。その建設用地についての有効利用、そういうことも含めまして下里地域全体の将来に向けてのことを考えての補正をお願いしたものでございます。

それと、地区への説明ということなのですが、7月1日に高芝地区、これは老人会も含めております高芝地区、同じ日に夜に粉白地区、それぞれ説明会。それと9月3日に、同じく高芝、老人会を含めます高芝地区へ再度説明会にお伺いしております。その中で本町の抱える問題、財政の健全化も含めまして本町の抱える問題、それと下里保育所用地の活用について説明会を開催いたしております。その中で、下里地域全体の拠点づくり、まちづくりとしての有効活用、それらをお話、説明会で説明をさせていただきました。これらにつきましては、おおむね御理解をいただいたと感じております。

申しわけございません。出張所関係でございますけれども、現在出張所は継続という方向で進んでおります。古い建物もございますけれども、その点につきましては順次見直すといえますか、検討をしていきたいと、こういうふう考えております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 下里地区の方、高芝や粉白の方には、あの辺の住民の方には十分理解を得ているものと思うということでございますので、この点についてはそれでよかったなあと、そう思います。

町長に少しお伺いしたいと思います。

町長の公約では、出張所は残すということでありました。そういうことでもって、この下里の出張所を移転する、新築するということになったかと思えます。今後過疎債の先ほどの議案にも、ほかの出張所の件については一つも触れられてないということでございますが、あれは年次的に変えることも変更することもできるということになっております。その出張所の取り扱いについて、今後どのようにして出張所の更新をしていくんかと、建物の更新をしていくんかと、そのことについて、今お考えであれば少しお聞かせ願いたい、そう思います。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

今のところ、課長が申してましたように、出張所の存続は従来ずっと考えているとおりでございます。建物につきましては、適時そういうことが発生する、この建物がもたないというようなことになれば、そのときに考えて、新しく新築なり、また別の場所なりを考えていきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） 2点、お願いいたします。

23ページ、観光総務費、委託料のあなろぐDIGITAL事業委託についてであります。

この事業につきましての持続性というか、継続力の見込みについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

中身についてですが、このあなろぐのほうは、先ほどの御説明で理解できましたが、DIG



I T A Lのほうですね、インターネットによる宿泊予約に対応していくという理解でよろしいでしょうか、その点、確認をいたしたいと思います。

もう一点、29ページ、教育費の関係であります。

備品購入費のスクールバス26人乗りの購入ということでございますが、この運行についてどのように、運転手ですね、運行される対象についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） あなろぐD I G I T A L事業に関してでございます。

この事業の継続性ということでございましたが、当初これも緊急雇用ではなくて、ふるさと雇用のほうで、創生事業のほうで継続してやっていけないかということで検討しておりました。結果的にこの緊急雇用のほうの補助をいただくということで、継続、この緊急雇用のほうのルールといたしましては、失業者を6カ月間雇用するというものであります。そして再雇用として、原則として1回だけ、合計1年いけるという雇用形態になります。そういうことも踏まえまして、その事業として継続はやっていきたいと、駅前でお迎えしたり、お見送りをしたり、またエレベーター等ができるまでは階段等の荷物の、したいということで旅館組合との話ではなっておるんですが、補助金が切れたときに、旅館組合が果たしてどこまで、収支を伴わない事業になっておりますので、対応できるかということはまだ未知数の段階でございます。

そしてD I G I T A L事業の意味合いとしては、これからますますインターネットを情報発信、また受ける側もインターネットを上手に活用しなければならないということで、D I G I T A L事業というふうにして、そちらのほうを人を雇用してやっていきたいと。

申しおくれました。あなろぐのほうは2名の雇用ということを考えております。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） スクールバスの運行についての御質問でございます。

まず、運行経路なんですが、一応三川小学校、国道沿いに児童を乗せまして、朝は1便、帰りは低学年、高学年ありますんで、帰りは2便、2往復になろうかと思えます。

運行の方法なんですが、現在スクールバスは下里中学校が一般民間の方に月15万円で委託して、太田小学校の児童と下里中学校の生徒を乗せております。三川小学校の児童につきましては、まだちょっと時間があるんで、まだはっきりとは決めておらないんですが、下里中学校のような一般の個人の方へお願いするか、もう一つはタクシー会社、プロの方に運行をお願いするか、今見積書もとりまして検討しております。3月にはバスを購入して、4月1日から運行しなければなりませんので、それまでに教育委員会等へも諮って適正な、児童の安全を図る上で一番適正な、一番いい方法を考えて決めていきたいと、そのように考えております。

○議長（森本隆夫君） 14番山縣君。

○14番（山縣弘明君） まず、ただいまのスクールバスの関係でございます。

地元の住民の方々のコンセンサスについて、こういうスクールバスでの対応でということが御理解いただけているかどうかという点の確認をお願いしたいと思います。

先ほどの観光総務費のあなろぐD I G I T A L事業の件でございますが、先ほどの質問をも

う一度確認、お伺いいたします。

ネットによる宿泊予約の対応をしていくということを計画されているのかどうかという点を確認したいと思います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） スクールバスの運行について地元の同意を得られておるのかという質問でございます。

三川小学校の統合につきまして具体的に学校関係者、保護者、育友会、それと地域の方に説明をおろしたのはことしの1月18日に第1回の説明会を開いております。それから3月9日に2回目の説明会を同じように学校関係者、育友会、地域の役員の方等、説明していろいろと同意と申しますか、了解を得る努力をしてまいりました。その後、4月13日に3回目の説明会を学校でする中で、統合には反対やと、ただし時世の流れと申しますか、児童も少ないんでやむを得ないだろうと。ただ、そのためには条件がありますということで、3つの条件を出されました。1つは、安全に勝浦小学校への通学を図られたいと、もう一つは、現在三川小学校に配置されている教員を勝浦小学校への配置をお願いしたいと、もう一つは、学習の保障と申しますか、学習をちゃんと保障していただきたいと、この3つについて条件を出されました。スクールバスにつきましては、県の補助事業を2分の1受ける関係上、この9月の議会で上げるのがリミットでございます。そのために町長に説明して町長の同意を得たと、そういうことで育友会のほうへは回答しております。

それと、さらにこの話を地域、三川区は4区あるんですが、4区の地域の方に説明していただきたいということで、5月14日に地区の説明会を開催しております。その中で、この件につきましては一切苦情と申しますか、その申し出がなかったので、我々教育委員会としましても理解していただけたと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 現在宿泊予約等について、各ホテル等で独自で行っております。旅館組合単独で宿泊予約を行うのではなくって、それに入っていくルートと申しましょうか、道を一本化して各ホテルへ入っていけるような形をつくりたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 1点だけお聞きします。

28ページの学校管理費の工事請負費のスプリンクラー設置工事に関して、これは下里小学校でもやられてた、あのグラウンドの緑化事業ですか、ああいうことも多分検討されたと思いますが、その辺ちょっと詳しくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 宇久井小学校のスプリンクラーの設置なんですけど、もともと宇久井小

学校につきましては、周辺が住宅街でございます。それが皆さん御存じのとおり、西側にある山が、もう五、六年ぐらい前からですか、切られ始めたということで、特に風の影響が強く出てきたと、特に冬の、冬場の乾燥した西風のときはほこりが物すごく、近所の方からもエアコンの室外機に土が入って壊れたとか、洗濯物が干せない、またといが詰まって大変だというような苦情が、もうしょっちゅう出るようになりました。

学校とも協議していく中で、校長、教頭は水をまいて何とか対応しますということで、それを日課としてやられておるんですが、いかんせん面積が広いもので、とてもじゃないがまき切れないといえますか、まくしりからもう乾いてしまうというような現状でございます。

今議員さん言われたように芝生化という話なんですけど、今のところ、とりあえず、まず先決として土ぼこりの飛散防止に努めて環境を整備、保全を図るということで、それを、まあ前後するんですが、学校としまして地域の方をお願いして芝生を来年度に向けて植えるような体制づくりを進めてくれないか、いただけないかというようなことで話はしております。

下里小学校の例をとりますと、6月に芝生を植えたんですが、宇久井小学校よりか面積は1,000平米ほど小さい運動場です。そこへ200名ほどの方が協力していただきまして2時間ほどかかったということで、宇久井の小学校は5,600平米ほど面積があります。あれが学校関係、教育委員会だけではとてもじゃないが、植えつけとか後の管理というのは不可能であります。だから地域の方、育友会の方の協力が不可欠だと思いますんで、これから学校を通じてそのような体制づくり、機運づくりに進めていきたいように考えております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

13番田中君。

○13番（田中 植君） 21ページの節区分13委託料の件でございますが、先ほど11番議員の質問に対して、この事業について受け入れられるのは森林組合と木原造林というふうな説明をされておりましたが、この育成事業ですから、これは職員を新たに新規に採用するという事で対応していただけるかどうか、そのあたりお尋ねしたいのと、23ページのこれも節区分18の備品購入費の卓球台の問題ですけど、非常に細かな問題で申しわけないんですけど、先ほどの説明で、今の卓球台については、従来はグリーンの色であったんがブルーに変わったということと、老朽化した卓球台を入れかえするんだという説明だったと思うんです。

卓球台が何台あるんかは知りませんが、この新規に卓球台を入れかえすると、古い卓球台というのが余ってくると思うんです。これについての扱いと、さらに新規の卓球台というのはブルーというのが表面上ですね、ブルーというのが現在の使用されている卓球台ということであれば、古いやつもペインティングのし直しというふうなことで対応できないか、そのあたりお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、林業振興費のほうの委託料のほうでございます。

これにつきましては、新規雇用で補助金の目的で、先ほど言いましたように失業者を求めま

すので現在失業中の方を4人雇用予定にしております。ハローワーク等を通しての雇用になると思います。これについても、林業の指導できる資格ですね、林業労務者の指導できる資格ということで、先ほど木原造林さんと森林組合と、そういうことを述べさせていただきました。そういうことで、住所要件を問わずに4名の新規雇用を生む事業でございます。

次の体育文化会館のほうでございます。

卓球台、議員おっしゃられるとおり、私どもも塗りかえ、グリーンからブルーの塗りかえを各卓球メーカーのほうに問い合わせいたしました。いい返事なかったというか、無視されたところもあるんですが、返事いただいたところの数字を見ますと、新品購入とほとんど変わらない、若干安い程度ということでございました。そうであれば、買いかえていくのも一つであろうと。

もう一つ、その古い、若干老朽化している卓球台の使い道ですが、今のところの予定は教育センターに置かせていただいて、また裏の勤労者体育館等で卓球等の合宿が使える、また勤労者体育センターでも卓球等行っている、天井はちょっと低いんですが、行っておりますので、そちらのほうに囲っておきたいと、そのように思っております。

○議長（森本隆夫君） 13番田中君。

○13番（田中 植君） 4人の方がこの新規雇用されるということですけど、この事業については期限が2年間くらいですかね、この期限が切れたときに引き続いて採用していただける、希望すれば採用していただけるんかどうか、そのあたりもちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

それと、ぜひこの卓球台を、まだ十分使用できる卓球台というふうに思いますんで、十分に活用して、古いやつをですね、活用していただいて、教育センターで那智中学校の生徒なんか、あれクラブ活動の中で卓球をやっておると思うんで、そういうことにも十分活用できるんじゃないかなあというふうに思うんで、ぜひとも無駄にせずに活用していただきたいというふうに思います。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） まず、林業関係のほうでございます。

議員2年というふうにおっしゃっていただきました。この補助事業としては21年から23年まで、3年間ございます。今からですと残り1年半という形になりまして、特にこの緊急雇用、先ほど申しましたように、原則として半年の雇用を目指すものでございます。その原則外として再雇用として、もうあと一回、半年を認める。合計1年は雇用の保障はできるわけですが、そういうことでこの10月から始めさせていただいた場合、ちょうど半年で3月、半年延長しても来年の10月ということになります。そしてそれが終わった後の御提案いただいております。それにつきましても、生徒の希望ではなく、会社の、受けていただく会社のほうで優秀な方はもちろん喜んで雇用を続けていきたいと、そのような申し出も受けておりますので、まじめに頑張っただけければ新たな就職先になるのではないかと考えております。

それから、卓球台は、議員おっしゃられるとおり、まだ使える台は使える台としてきっちり

活用していきたいと、補修必要な部分は補修しながらでも使っていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時26分 休憩

14時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第48号 平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算
(第1号)

○議長（森本隆夫君） 日程第22、議案第48号平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第48号平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,919万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,420万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括、歳入、款4 国庫支出金から款10繰入金までの歳入合計補正額は2,919万4,000円でご

ございます。

次の5ページですが、歳出は、款1総務費から款10の諸支出金まで、歳出合計の補正額は歳入と同額の2,919万4,000円で、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国庫支出金で85万1,000円、一般財源2,834万3,000円となっています。

次に、6ページをお願いします。

2歳入、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額57万8,000円につきましては、歳出にございます老人保健医療費拠出金、介護納付金及び後期高齢者支援金の確定に伴いまして、説明欄記載の3件につきまして負担率100分の34の療養給付費等負担金を増減補正させていただいております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額15万3,000円につきましても、国庫負担金同様老人保健医療費拠出金初め3件の確定によりまして負担率100分の9の普通調整交付金を補正させていただいております。

款7県支出金、項2県補助金、目2の財政調整交付金、補正額12万円につきましては、老人保健医療費拠出金初め3件の確定により負担率100分の7の普通調整交付金を補正させていただいております。

7ページをお願いします。

款10繰入金、目1一般会計繰入金、補正額2,834万3,000円は、節2その他一般会計繰入金で、これにつきましては平成22年度老人保健医療費拠出金初め3件の確定によりまして保険者負担分の支払い分、また平成21年度医療費の精算確定によりまして国から交付されておりました療養給付費負担金に返還金が生じたことなどから一般会計より繰り入れするものでございます。

次に、8ページをお願いします。

3歳出、款1総務費、目1一般管理費、補正額107万1,000円につきましては、人事異動による人件費の補正でございます。

款3後期高齢者支援金、目1後期高齢者支援金、補正額57万6,000円につきましては、本年度の後期高齢者支援金の納付額が確定しましたので補正をお願いするものでございます。

次の9ページをお願いします。

款5老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金、補正額161万1,000円につきましても、本年度の老人保健医療費拠出金に係る納付額が確定しましたので補正させていただいたものでございます。

款6介護納付金、目1介護納付金、補正額48万4,000円の減額につきましても、本年度の介護給付費に係る納付額が確定しましたので減額補正させていただいたものでございます。

款10諸支出金、目1国庫支出金返納金、節23償還金利子及割引料、補正額680万4,000円につきましては、平成21年度医療費の精算確定により国庫支出金652万1,000円、また特定健診等の確定により県支出金28万3,000円のそれぞれ返還金が生じたことから補正をお願いするものでございます。

目2の療養給付費交付金返納金、節23償還金利子及割引料、補正額1,961万6,000円につきましては、国庫支出金返納金同様、平成21年度医療費精算による確定により療養給付費交付金に返還金が生じたことから補正をお願いするものでございます。

10ページ以降に補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第49号 平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第23、議案第49号平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第49号平成22年度那智勝浦町老人保健事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ608万2,000円とするものでございます。

次に、4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括、歳入は款6繰越金で歳入合計補正額は444万2,000円でございます。

次の5ページですが、歳出は款4諸支出金で歳出合計補正額は歳入と同額の444万2,000円で、補正額の財源内訳ですが、全額一般財源でございます。

次に、6ページをお願いします。

2歳入、款6繰越金、目1繰越金、補正額444万2,000円は前年度繰越金でございます。

7ページをお願いします。

3歳出、款4諸支出金、目1支払基金交付金返納金、補正額282万9,000円は平成21年度の医療費確定に伴い社会保険支払基金へ医療費交付金の返還金が生じたもので、また目2の国県支出金返納金、補正額161万3,000円は、同じく平成21年度の医療費確定に伴い、国129万1,000円、県32万2,000円の医療費負担金の返還金が生じたもので、全額一般財源であります前年度繰越金を財源として補正をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第50号 平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（森本隆夫君） 日程第24、議案第50号平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

水道課長田原君、提案理由の説明を求めます。

○水道課長（田原忠幸君） 議案第50号平成22年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億951万6,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正は「第2表地方債補正」によるものです。

7ページをお願いいたします。

款4繰越金、目1繰越金71万7,000円の減額につきましては、人事異動に伴うものであります。

款5繰入金、目1一般会計繰入金、補正額8,750万円を繰り入れて、計8,806万1,000円とするものです。過疎債分でございます。それに伴い、款7町債、目1簡易水道事業債を8,750万円を減額するものであります。

8ページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費までは人事異動に伴う減額です。節13委託料330万円は、説明欄記載の下里・太田、浦神簡易水道を上水道への統合整備基本計画策定業務委託をするものです。この計画といたしましては、平成22年度基本計画、平成23年度認可設計、24年度実施設計、25年から27年度で工事の完成等です。28年度で統合いたします。

次のページをお願いいたします。

款2工事費、目1配水管布設工事費、目2字久井簡易水道整備事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第51号 平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第25、議案第51号平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長田原君。

○水道課長（田原忠幸君） 議案第51号平成22年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、平成22年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額2億5,407万9,000円に補正予定額841万3,000円を補正し、計2億6,249万2,000円とするものです。

第1項営業費用、既決予定額2億1,054万6,000円に補正予定額841万3,000円を補正し、計2億1,895万9,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目（1）職員給料費、既決予定額4,770万3,000円に補正予定額841万3,000円を増額いたしまして、計5,611万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出ですが、支出です。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1から目3の総係費まで、既決予定額2億1,054万6,000円に補正予定額841万3,000円を補正し、計2億1,895万9,000円とするものです。これは職員の人事異動に伴うものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第52号 平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第26、議案第52号平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） 議案第52号平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、平成22年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条中「4,317万2,000円」を「4,517万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入、既決予定額4,700万円から補正予定額200万円を減額し、計4,500万円とするものです。

第1項企業債2,500万円から補正予定額1,350万円を減額し、計1,150万円とするものです。

第3項出資金、既決予定額0円に補正予定額1,150万円を増額し、計1,150万円とするものでございます。

支出については補正ございません。

第3条、予算第5条中「2,500万円」を「1,150万円」に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でございます。その中で実施計画でございます。

資本的収入及び支出でございますが、収入の款1資本的収入、既決予定額4,700万円から補正予定額200万円を減額し、計4,500万円とするものでございます。この減額に関しましては、企業債当初予算額2,500万円に対し、起債申請額が2,300万円になったことによるものでございます。この減額理由については、一部対象外がございましたということでございます。

内訳につきましては、項1企業債、目1企業債、既決予定額2,500万円から補正予定額1,350万円を減額し、計1,150万円とするものでございます。

項3出資金、目1他会計出資金、既決予定額0円に補正予定額1,150万円を増額し、計1,150万円となるものでございます。

企業債、過疎債それぞれ50%ずつ、1,150万円となるものでございます。

資本的支出については補正はございません。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び支出でございますが、既決予定額4,700万円から補正予定額200万円を減額し、計4,500万円とするものでございます。

内訳でございますが、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額2,500万円に補正予定額1,350万円を減額し、1,150万円にするものでございます。

款1資本的収入、項3出資金、目1他会計出資金、既決予定額0円に補正予定額1,150万円を増額し、計1,150万円にするものでございます。

今回の補正は、過疎地域自立促進特別措置法により本町が過疎地域に指定されたことに伴い、過疎債を適用するものでございます。公営企業会計では充当率が企業債の50%となっておりますので、現在企業債で予定しておりますうちの50%を過疎債に振りかえるものでございます。また、過疎債の取り扱いにつきましては、一般会計からの出資金として繰り入れを行うものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 議案第53号 教育委員会委員の任命について

○議長（森本隆夫君） 日程第27、議案第53号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事（総務課長）（潮崎有功君） 議案第53号について御説明申し上げます。

〔議案第53号朗読〕

伊藤松枝氏につきましては、平成18年10月22日から2期目、教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期は平成22年10月21日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。御同意いただけましたら、任期は平成22年10月22日から平成26年10月21日までの任期となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第2号 農業委員会委員の推薦について（経済常任委員会報告）

○議長（森本隆夫君） 日程第28、発議第2号農業委員会委員の推薦について（経済常任委員会報告）を議題とします。

経済常任委員長からお手元に配付のとおり農業委員会の推薦についての報告書が議長あてに届いておりますので、局長から朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読いたします。

〔発議第2号朗読〕

○議長（森本隆夫君） 委員長から選考の経過及び結果について報告を求めます。

14番山縣君。

○経済常任委員長（山縣弘明君） それでは、9月9日に経済常任委員会に付託されました発議第2号農業委員会委員の推薦について御報告申し上げます。

この9月16日に農業委員会委員が任期満了となることから、当委員会では付託された翌日の9月10日の議会終了後、速やかに委員会を開会、結果、お手元に配付されております3名を農業委員会委員として推薦することに満場一致で決定いたしました。

まず、各委員からの意見を求めた上で、当局担当課に候補者案の提示を求め審議に入りました。

それでは、候補者3名を御紹介いたします。

掛橋廣行さんは、昭和14年生まれの70歳。現在八尺鏡野地区で農業に従事されています。農

業委員として平成13年9月17日から現在に至るまでの3期9年間を活躍されており、特に平成16年9月17日からの3年間は会長の補佐を行う職務代行を、そして平成19年9月17日からは会長に就任され、会員からは絶大の支持を得ておられ、休耕田解消対策として学校給食米供給事業や米の品質向上のための人工衛星による食味測定事業の提言をされるなど、その成果を大いに上げておられます。本町においてはこれからの農業委員会に欠くことのできない人物であります。

築紫幸子さんは、昭和23年生まれの62歳。現在中里地区でイチゴ栽培に携わっておられます。農業委員としては今回が初めてで、那智勝浦イチゴ組合婦人部イチゴ加工グループおはつ、那智勝浦町生産加工友の会の各役員を務められるなど、本町農産物加工のスペシャリストとして活躍されています。また、地域住民からの人望も厚く、町内外の農業団体とのネットワークも強く、農作物の生産加工販売の観点から本町の農業発展のために極めて重要な人材であります。

石田光代さんは、昭和25年生まれの59歳。現在狗子ノ川地区で果樹栽培に携わっておられます。農業委員として平成19年9月28日から現在まで在籍されながら、東牟婁地方農業士会副会長や東牟婁果樹研究会副会長、那智勝浦町果樹園芸会会長を務められ、また定例総会では幅広い見識で積極的に意見を述べられるなど、今や東牟婁地域を代表する女性リーダーとして地域住民、とりわけ女性の方々からは絶大の信頼を得ておられます。また研修会などにも積極的に参加されるなど、日々研さんに努められており、本町の農業振興に欠くことのできない人物であります。

以上、農業に対する3名の見識や経験、実績等を審査し、ここに議会推薦の適任者として推薦いたしたく、議員各位の御理解と御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 委員長に対して質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

発議第2号について委員長報告のとおり推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は委員長報告のとおり推薦することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第29 発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（森本隆夫君） 日程第29、発議第3号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長から議案を朗読させます。

局長藪本君。

○事務局長（藪本活英君） 朗読させていただきます。

[発議第3号朗読]

関係資料としまして新旧対照表をお手元のほうに配付させていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） 提案理由の説明をさせていただきます。

第4条の2を削る。附則第2項から4項までを削るということですが、これは期末手当について書いてある部分であります。

地方自治法第203条で「普通地方公共団体はその議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならない」と書かれていますが、期末手当に関しては「支給することができる」と書かれています。この表現のとおり、自治体自身の条例で決めることができるわけです。

我々議員はいろんな支出に対してチェックしていかなければいけない立場にあると思います。その議員がみずから削減できるところをみずから削減しないと、町民の信頼と理解などを得られることができないと思います。我々議員自身、みずから削減できるところは削減し、そういうことをしないと、どういった大義のもとで削減を要求することができるんですか。

監査報告の中にも「従来にも増して徹底した経費削減に努めるよう」と書かれていますよ。我々は議員みずから削減できるところは削減して、住民の信頼と理解を得て、これからのまちづくりに頑張るよう努めていきたいと思います。皆さんどうですか。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 提出者に対して質疑を許可します。

9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 行財政改革は不断の努力をしなければならないことは言をまたないところであります。しかし現在議会では議員定数の削減について議員定数に関する特別委員会を設けて鋭意努力中でございます。今後いただきましたアンケートや、あるいはまた先進視察等々も考えながら、まだ結論の出ていない段階であります。この時期に唐突に屋上屋を重ねるような期末手当の廃止を提案される緊急性、必要性はどこにあるのかをお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。ここでお願いします。

○10番（引地稔治君） 私も行財政改革をもとにということで、目的で出させてもうたんですが、議員定数とは、議員定数によって削減できる意味合いはありますね、それと、そのものとは僕、議員定数とこの期末手当の廃止とは僕は別のものと考えております。

議員定数は、いろいろな視野から那智勝浦町のこの広さとか、いろんなことで議員定数が14であり、12であり、どの数に正当性があるとか、そういういろいろな問題があると思いますが、この期末手当においては、もともとボーナスというのは能率制度において標準以上の

成果を上げた者に対して支払われるものと。議員に、この能率制度という線引きはなかなかしにくいですね。そして我々、毎月毎月議員報酬として議会活動費として、毎月毎月もらっているんじゃないですか。それに別に期末に限って議員活動がふえるわけでもないと思いますよ。僕はこの議員定数と、この期末手当の問題に関しては全く別のものと判断しています。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 議員定数の削減につきましても、また今のあなたが発議されました提案の理由にいたしましても、行財政改革の面からということでございます。議員定数につきましては、1人、現在の試算しますと367万2,375円、2人削減しますと734万4,750円が経費として人件費削減できる、それが大きな理由でございます、本来不交付団体であればそういうことも考えないで、できるだけ大勢の方にできるだけやってもらうのがいいでしょう。しかしうちは今0.402でしたかね、そういう財政の中で2名削減することによって行財政の改革をしたいというものが、今定数に関する特別委員会で鋭意努力中でございます。

今言われました全く関係ないことはありませんでね、提案理由は行財政改革の面からという理由じゃないですか。

仮に、期末手当について払わなくてもいいと言うならば、例えば県内の自治体の状況はどうですか。県内の自治体の状況をまずお尋ねをしたいと、このように思います。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 県内の自治体で期末手当を廃止されているところは、私の知ってる限りなんですけど、太地町と北山村も期末手当は廃止なされているように聞いております。

○議長（森本隆夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 聞いておりますじゃちょっとぐあい悪いんでね。ここではきちんとした資料に基づいて正しい御答弁をお願いしたいと思います。

太地町は確かにありませんけれども、県下の今の市町村の中でどこが、太地町以外にどこが期末手当を廃止されておりますか。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 先ほど答えたとおり、北山村も廃止されていると、これは確實やないですが、思われます。

○議長（森本隆夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 私の手元の資料では廃止されてないんですけども、仮に私の知らないところで出ているといたしましても、県内30の市町村の中でわずか2つです。

そして、この期末手当のその本来の、何ていいますか、目的というのは、あなたの言われるように評価してやるのもあるかもわかりませんが、一つは、議員報酬と、それに加えて議員活動に必要な経費として上げられると思うのでございます。

私の個人的な私的なことで恐縮ですけども、私が議員に出させてもらったのは51歳です。それまでいろんな話もいただきましたけれども、次男坊の私は自分の家も建てなければならな



い、3人の子供の教育もしなければならぬ、そういったことで自分の仕事をするのが精いっぱいのございまして、私は自分の仕事を人の2倍働いたと自負してるんですが、ボランティアで議員をやってるわけじゃありません。幾ら忙しくても幾らそのとき大変でありましても、私は自分の仕事の都合で議会を休んだことはございませぬ。そういうこともありまして、やっぱり若い人に出てもらおうと思えば、ある程度の収入、ある程度の報酬を出しませんと、いい人材、若手のいい人材を集めることができないと思うんです。

したがいまして、この時期に唐突に出てくるということは、いかにも理解しがたい。今議員定数で一生懸命やってるところですよ。そのときに出てくるというのは何が目的ですか。

私は、本来そういうふうなこと、議員報酬をカットするということでしたら、何も今出すこと要らないんですよ。やっぱり議員定数をきちっとやって、その後で考えてくれたらいい。本当にもう削るんでしたら、今出さなくても3月でも出したらいいんです。

私は、そういう意味から、意図するところが何か、はかりかねますんで、もうちょっとわかりやすいように御答弁をいただきたい。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 私はその期末手当をまず先、期末手当の支給されているところは、廃止されてるところは2つと、別にほかの自治体は出されてるからと、そういう問題じゃないと思えますよ。こんなもん、自治体、自治体で決めたらええもんですからね。別にほかの裕福な自治体があれば出していただいたら別に構わんのじゃないですか。自治体、自治体でこれは決めたらいいことですからね。

そして、何でした、唐突に出されたというんですか。

正直に申しますと、私これ期末手当に関しては議員になって1年目、最初もらったときに議員報酬が幾らで期末手当が幾ら支給される、期末手当が議員の報酬の中についてあるというのを知りませんでした。そのとき、初めていただいたときに、こういう期末手当は別になかっても、毎月毎月もらっている報酬で議員活動はできると。

このことは僕が合併問題で住民の対話集会のあったときに色川地区でも、僕は議員の期末手当というのは廃止しても、なくてもよいではないかと思えますと、そのとき住民の前で答えたんですよ。そのときは当然正直に答えたんですけど、どのようにこの期末手当を廃止、削減できるものか知りませんと、勉強しますと。ほんで、それ以降、それからですね、議員になって2年目ぐらいにこの期末手当の廃止に関しては条例改正できるということを知りました。

しかしながら、申しわけないんですけど、住民の方には申しわけないんですけど、そのとき僕提案して皆様の質疑を受ける自信が正直なかつたんですよ。これではいけないと思いつて今まで来たんですが、この時期、何とか受け答えできるんじゃないかと思ひ、思い切ってやってみたんですよ。そういう次第です。

〔9番橋本謙二君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 先ほど北山のね、北山は出してないということ、私それは知らないんです

けども、その点、もう一遍確認してください。こういう場での答弁でございますので、太地は出てないことは私の資料でもわかってますし、データブックに出てますよ。北山は出してるか出してないか、その点だけはっきりしてください。

○議長（森本隆夫君） わかりました。今10番の答弁の中で北山が廃止されてると思われまして、こういうことですが、確実なことはどうですか。確認しておりますか。

10番引地君。

○10番（引地稔治君） いや、今から時間いただいたら北山へ電話させて聞かせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 10番、答弁ですからきちとしたことを。思いますとか、そういうことじゃなしに答弁していただきたいんですよ。確実なことをしていただかないと皆さんに聞き届けていただけないと、こういうふうに思いますので。

あなたが今思いますとかと言うんじゃなしに、確認はしておりませんでしたら、それでいいんじゃないですか。

○10番（引地稔治君） わかりました。

北山村に関しては確認しておりません。

〔9番橋本謙二君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 9番橋本君。

○9番（橋本謙二君） 確認していない答弁を私はどうとったらいいんですか、議長。取り消してもらおうとかしませんとね、ここまでやりとりしたんですからね、確認してないものを、私はそれ、承るわけにまいりませんのでね、取り消してください。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時32分 休憩

16時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

9番の議事進行にお答えします。

ただいま北山村における期末手当の状況について、議長において確認を行いました。その結果、北山村においては条例に期末手当は規定されております。しかしながら、同条例に期末手当を当分の間、支給しない旨の規定があり、平成17年6月期分から支給してない状況であります。

以上、御報告いたします。御理解いただきたいと思っております。お願いします。

質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、お尋ねします。

日本の給与というのは、やはり給料とボーナスから成り立っていると、これは10番議員御存

じですね、承知してますね。外国は知りませんよ。そういうことで、この我々の報酬にしても、まず、この議論していただくのは、うちには報酬審議会というのがありますね、今までずっとこの報酬審議会でもって我々の報酬はどうあるべきかと。というのは、個人個人、その政治活動あるいは日常活動、議員活動に使うお金が違いますね、費用は。それは日常活動を頻繁に行っている人はお金も要るでしょう、費用も要るでしょう。だけど、日常活動は余りやらなくて、自分の仕事を一生懸命やってる人は、それは要らないと思いますわ、費用はね。また収入もそれによってふえるんだから、そうでしょう。

先ほども言いましたように、報酬審議会はことし3月末ごろだったと思いますね、町長の報酬を、あれは特別職報酬審議会ですが、我々をのけて町長と三役でしたかね、二役でしたかね、その報酬を答申してきたと、それを受けて我々は議決したわけです。だからそういうシステムがあるんですね、妥当かどうかという。

だから、またしばらくは報酬審議会も開いてないということですね。というのは、前回4年前、あるいは5年前だったか忘れましたがね、4年半ぐらい前だと思いますが、今から。行財政調査特別委員会の委員長の橋本さんが23万5,000円の報酬を、ほかのところも23万5,000円のところがありましたけどね、上富田町なんかそうだったと思いますわ。だけど下げたと、2万5,000円。そういう経緯もあります。そのときは議員定数も16から14に下げました。まあそれはいろいろ議論した中でそういう結果になったんですけどね。

だから行財政改革といっても、何も経費の節減というのは人件費の節減をせいという、あなたはよく言いますけどね、その職員の給与を下げよと言いますが、ほかの人、だれも言っていないでしょうが。ただ経費というのは人件費もそうですけど、ほかのことの経費もあるでしょ、かかる経費。そこで、我々が議員歳費を下げなくては示しつかん、言えんと、そういうことを主張できんというのはちょっとおかしいと違いますか。その点についてどうですか。報酬審議会の役割と。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。登壇。

○10番（引地稔治君） その報酬審議会のことなんですけど、町長及び副町長並びに特別職に関しては報酬審議会にかけなくてはならないようなことを書かれていましたが、議員の報酬を決めるのに報酬審議会を開かないいけないということはないと思いますよ。

そして、もう一つ何ぞ言われましたね。議会費の、湊谷議員さんも3月のときに言われたと思うんですけど、議会費のほとんどが人件費だと、そしたら議会費の中で削減できるというたら人件費、ほとんどが人件費なので人件費を削減するのが当たり前のように聞こえるんですけどね、違いますか。

ほんで、湊谷議員さんもそのときにですよ、だれしも将来の財政状況を楽観視することはできないと思いますと言われてますよ。そのときに、議会が町民に信頼されるためにはというて、ここにも議会費のほとんどが人件費ということでありますと言われてるじゃないですか。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 3月の定例会の私の議事録を今読み上げていただいたわけですが、私もそ

う言いました。だけど、議員定数を削減するというのと、我々議員の歳費を減らすということとは、そら違いますね。というのは、恐らくその23万5,000円の答申を出した報酬審議会の委員の方々は、やっぱり議会活動あるいは日常活動、議員活動をするにおいては、このぐらいのお金が妥当やということで出してきたんだと思いますよ、例えば。

だけど報酬審議会の、あの特別職の報酬審議会には我々の定数を削減しようとか、そういう権限はありませんね、答申する権限は。これも全然違う話。

私はこの今21万円、月額いただいているわけですが、この議会活動をするにおいて多いと思うことは一回もありませんわ。それ以上、欲しいと思うこともありませんけどね。もう決まった額やから。それは一人一人は、一人一人の議員はそれでも足りない人もあるだろう、だけど、それで余る人もあると、それは人それぞれでしょうがね。

だけど、町民の皆さんは恐らく、そら統計とってみたらわかりませんよ、だけど議員に対して働け働けと言うてるのと違いますか。それで私、この今の議会の構成になってから、いろいろと今まで出席率とかいろいろなことを考えましたら、多いんですよ、ことし、この議会のほうが、今まで3期より4期目のほうが、お休みになる方が。やはり仕事もせんなんと、仕事の都合で休んだ方もおられるでしょう。これを下げたら余計仕事にウエートを置かんと生活できませんのでね、そういう事態になると思いますよ。

そしたら、議員には幾らやったらええんなどという議論もあると思いますけど、議員歳費を幾ら出したらええんなど、そういう議論もあると思いますけど、それは報酬審議会の民間の方が再度町長がお願いして特別職の報酬はいかにあるべきかと、もう町長、副町長についてはもう答申が出てますわね。一遍やってもうたらどうですか。そら、あなたは要らんか知らんけど、要る人もある。

こういう問題は、やはり手続を踏んでやらんといかんと思いますよ、議員活動にかかわるので。その点、どうですか。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 私は、見解の違いでしょうけど、議員の期末手当に関して報酬審議会で支給されるべきか、支給しなくてもよいものかと、そのようなことを報酬審議会で議論してもらわなくても、議員各位、期末手当も支給されなくても議員活動はできる、できやんは、個々に判断したらいいんじゃないですか。だから報酬審議会にわざわざかける必要はないと思いますけど。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 必要ないと言えば、あなたの考えですからそうでしょうが、今の我々歳費を考える上で、一般会計における議会費の割合というものは、これは重要な位置を占めとるんですね。去年の決算では1.0ですね。あなたが言うてるあの太地町は、私も太地町のこと言うのと余り失礼に当たるかもしれませんが、太地町も議会費、構成比がありますね。これは20年度で2.3なんですわ。19年度は2.9なんですわ。この表で一番多いときは平成16年度は3.9なんです。そういう中で議会費を削減するというのであれば、もう太地も定数10人でしょう。あ

れ以上少なくできんと、議会は活性化せんと、余り少なしとつたら。ということで10人と決めた。そういう中でこの経費を削減するにはどうあるべきかという議論の中で、普通、引地議員も御存じやと思いますけど、町村においては大体1.7というのが上限だという、昔からそう言われてますが、議会費は。それ以上超えたら財政上、よくないよと。

新宮市は1.2なんですね。彼らは38万円幾らの月額歳費です。そして期末手当もあるし勤勉手当もついてるんですよ、職員並みなんですよ。我々は期末手当しかない、勤勉手当は、もちろん勤勉ではありませんのでね、毎日来やへんから。そういうこともあるんです。

何もお金をもらわなかったら、金がなかったら議員活動できんかという、そうでもないかと思いますがね、やはりなかったら、どっか行って調べてこうかなあと思うても、なかなか先立つもんがなかったら二の足を踏みますわね。

そういうことで、やはりそういうことも含めてどう考えるか、御答弁願いたい。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 新宮が1.2、太地が20年度2.3、19年度が2.9と、いろいろお教えくださって大変ありがとうございます。

しかしながら、他市町と比べてこういう問題はしなくていいんじゃないんですか。前一般質問の中でも、僕町長にも言うたんですけど、那智勝浦町是那智勝浦町で、ほかの地方に合わず必要はないと、別に新宮市が支給され、太地が支給、僕は太地が支給されてようがされてまいが関係ないことですからね。うちの議会で決めたらいいことだと思いますよ。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私はね、横並びせえと言ってませんよ。議会費が多過ぎると言うのであれば、そうではありませんよと、うちは一般会計に対する議会費の割合は少ないですよと言うてるんです。

それで今般、今度ですね、きょう先般過疎債ができましたね、過疎地域に指定されて過疎地域自立促進法のもとで過疎債が適用されることになったと。そういう中で、今財政的には一息ついてるんですね。よく言われる実質公債費比率、昔は15、16のときもありましたが、今度10.何%ぐらいじゃないんですか。10.何%ということであれば、財政上はいいんですよ、財政は。またこれから心配して、合併できなくて心配したけど、やはりうまく天から降ってきたか、過疎の自立促進地域になりましたので、適用されるようになったんでこれからは財政的には心配ないんです。

普通、従業員のボーナスカットとかしますね、一般の企業は。それは企業業績が悪くなって、これじゃ立ち行かないと、そういうところで従業員の理解を得てボーナスを減額したりカットしたりするんですね。そういう状態と違うでしょうが、うちの財政状況は。そういう中で、先ほども9番議員が言われたように唐突なんですわ、出してくんのが。やはり財政状況も悪くなる、なってきた、公債費比率も高くなってきた、そういう中で赤字比率も出てきたと、今はハイフンですけどね。そういう中でだったら、我々も身を切らなければ。そういうことなんですよ。そういうことでしょう。今の時期というのは唐突なんですよ。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 先ほど健全化比率に関しては報告第14号で私も聞かせていただきました。しかしながら、今はよろしいですけど、これから先、いろんな事業も進めていかなあかん状態で、議員であればだれしも将来の財政状況を楽観視することはできないと、あなたもおっしゃってますよ。だったら、そのことを考えて、その期末手当廃止した分、削減した分ですよ、その分福祉のほうにでも、それは観光とかそういういろいろな事業にでもどこにでも住民のために回せるんですよ。どうですか。

○議長（森本隆夫君） 10番議員、質疑に答えられるような答弁じゃないように思うんですが、理解してますか。

[10番引地稔治君「わかりました。済いません」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

13番田中君。

引地君、提案者、質疑に対してはね。

[10番引地稔治君「はい」と呼ぶ]

言われることに答えてあげてほしいんですよ。

[10番引地稔治君「はい、心がけます」と呼ぶ]

あんたの考えじゃなしに、言われたことをこうやという回答をしてあげてほしいんです。ちょっとずれてるように思うんです。

13番田中君。

○13番（田中 植君） この議案の提出者にお尋ねします。

あなたの議会活動というのはどういう形で議会活動をされているのか、それを一回お尋ねしたいなあというふうに思うんです。

先ほどのあなたのその質疑の中で、削減をしなければ町民の理解が得られないというふうなことをおっしゃっていたというふうに思うんですね。私は議会活動というのは、この年4回ですね、まあ私のようにぐたぐたとこの議会中、質疑をするというだけが議会活動じゃないというふうに思うんです。日夜、やはり町民のために努力して、いかにこの町をすばらしいものにしていくかという使命も議員には携わりであるというふうに私は思うんです。

例えば、私的なことで、まあ手前みそですけど、私なんか甫子浦のこの国道42号線から勝浦港線に至るこの3差路の、今スムーズに交通が行われておられる、この地域は昔は狭い小さなトンネルやったんですね。このトンネルをどうしても危険に感じたんで、一般質問して、何とか改修してほしいと、これは当町の所管ではないんで、上級官庁にお願いしてほしいというふうにはお願いはしました。しかし、こういう問題については、やはり自分で何とかして努力して結果を出せないかという考え方も議員の中にはあってしかるべきやないかというふうに思うんです。そういうことによって、実は私ね、当時国交省じゃなくして建設省という省でございまして、3回、4回と東京へ出向いて行って、お願いして、やっとあのオープンカットというふうなすばらしい道路の状況をつくり上げていただいた。あのときたしか16億円ぐらいだっ

たと思うんですけども、そういうふうなことをですね、まあ手前みそで申しわけないんですけど、重ねていく、日々重ねるといふようなことが、やはり議員活動じゃないかというふうに思うんです。

私はむしろまだ、活動費として、今手取り16万数千円いただけてますけど、手取り30万円ぐらいも欲しいなあというふうなね、そういう思いはあります。もっともっと活動したいなと、もっともっと町民の皆さんのために、また町のために活動したいという、そういう思いであります。

また、先ほどの、この那智勝浦町は那智勝浦町、町独自でこういう問題について考えたらいということだったと思うんですけど、それやったら、この議員報酬についても、この手当についてもですね、要らないという人は自分で要らないということでどっかへ供託して、それを議員をやめるときに、退職するとき寄附するとか、そういうふうなことでええやないですか。

ここで皆さんに、私の言うこと理解してくれというふうな状況やないと、私はそう思うんです。もっともっとこのいただいたこの費用を活用して、町のために尽くすべきやないかというふうには私は思います。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 濟いません、今の質問なんですけど、何か討論のような感じで、何を聞かれたんか、ちょっとわかりにくかったですけど、議員活動をどのように思っているか。私は、ほんで、ふだん議員活動をどのようなことをしているかということですか。

私も議員になって、もう3年半ぐらいになるんですかね、その間、議員活動というのは、正直どうということやろうと、町民の声を聞いて議会に持っていく、まあ言うたら町民の苦情を議会また当局側に、このようなことを言われてますよと、そういうことが議員活動なのかなあと、ほかにどのような議員活動、まあ実際今回、条例の改正とかそういうのが議員としてできるということで、これも議員活動だと思います。

ふだん私しているのは、みずからどうですかとか、町民の方にどのような町行政に対して不満がありますかとか、そういうことを実際聞いて回ったことはございません。ただ、ちょっと来てくれと、呼ばれたときに出向いて、こうこうこうで、言うたってもらえんかとか、当然言われたりしますけど、それで、そういうこと以外にちょっと申しわけないですけど、議員活動、僕してないと思います。申しわけないです。これでよろしいですか。

○議長（森本隆夫君） 時間延長を行います。

[16時42分・時間延長]

13番田中君。

○13番（田中 植君） 今私のお尋ねしたことについて答弁していただいたんですが、ただいまのいわゆる答弁であれば、そら余り議会の活動費なんて要らないと思います。けどね、それは議員によっていろいろ立場立場、考え方、あると思うんで、それはそれで僕はだめとかいいとかという判断は、個々がやったらええことであって、また町民の皆さんが判断してくれたら

いいことであるというふうに思うんです。

だけど、そういうことであれば、だから要らないということであれば、私が先ほど申し上げたように、自分で要らんもんは供託して、議員の間は寄附行為はできないんで、やめるときにどっかへ寄附してやめたら、それでいいというふうに私は思うんです。

さらに、私ね、この削減、削減て言いますけど、我々の議会費というのは、この町の予算に対してわずか1%ですよ。もっともつとつとですね、やっぱり議会費はあったほうが僕は、うちの町の活力のためにはいいんじゃないかと。私が議員になったときは1.5ぐらいあったと思うんです。それが徐々に削減しもって現在に至っておると、こういうふうな状況ですから、余りそんなところへ触れて、町民の理解を得られないということについては、もっともつと活動することによって理解を得るということも必要やないかなあと、僕は議会の活力というのはそういうところにあると思うんです。どうですかね、私の言いやること、間違うたあるか、そうでないか、一遍答えてください。

○議長（森本隆夫君） 10番引地君。

○10番（引地稔治君） 何を質問されたのか、ちょっとあれなんですけど、13番議員さんが議員活動で立派になさっていると、それは十分今の話の中で理解しました。そういう質問じゃなかったですか。回答になってませんか。質問、済いません、わかりやすく。

○議長（森本隆夫君） 10番。

[10番引地稔治君「はい」と呼ぶ]

引地君、13番の言われておることわかりますか。

[10番引地稔治君「いえ、ちょっとわかりにくかったです」と呼ぶ]

私から言いますとね、13番は、こういう手当については自分辞退して、供託して、どっかへ預けといて、自分がもう身を引いたときに寄附行為でここへ渡したらどうですかというお尋ねなんです。あなた、それについてどう思いますかっていうて聞いてるんです。ですからあなたは、そんなこと考えてなけりゃないでええし、そのお答えをいただきたいんですよ、彼は。

10番。

○10番（引地稔治君） 済いません。急に言われたもんで、そういうことを今まで頭に正直考えていませんでした。そういう期末手当の件ですね、それ支給された分を辞退というのはできないので、ためてどこぞに、議員をやめるときに寄附されたらどうですかということですか。そのことについてですね。

急に言われたもんで、そのことについては考えてなかったんですけど、できるだけそのようにしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[11番曾根和仁君「議長、動議」と呼ぶ]



〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

賛成者、賛成者。

〔「まだ動議できてないのに賛成もくそもあるもんか」「言うてない、何も言うてない」と呼ぶ者あり〕

賛成者あるん。

〔「いや、動議の内容言うてない」「何も言うてない」と呼ぶ者あり〕

そやから、中身言うてください。動議の中身。

11番曾根君。

○11番（曾根和仁君） 今、ただいま議員発議第3号、皆様の質疑をいろいろ聞かせていただいたんですが、より慎重な審議をまだ必要だと私は思いました。できましたら、今現在大詰めは迎えているんですが、8名で構成している議員定数に関する特別委員会、これにこの今回の問題も盛り込んでいただいて、そこであわせて、そこで付託して審議ができないかということ望みます。その際に、当然名称の変更が必要になってきますので、名称の変更と、あと、構成員は審議の継続性ということから現行の8名でできないものか、それを望みます。

以上です。

〔9番橋本謙二君「議長、議事進行。単純にね、簡単にそんなね」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） ちょっと待ってください。

動議について賛成者。

9番。

○9番（橋本謙二君） 今定数に関する特別委員会、これでやってるんですよ、発議があつて。

そこへ突っ込めなんてね、そんな非常識なこと、どうです、議長。やってるんですよ、今。

先ほどそこで申し上げましたように鋭意努力してるんです。そこへ突っ込んで名称を変えてやれと。そしたら発議者はどうなるんですか。発議者の意見をつけてここでやって付託になってるんですよ。そんなもう、非常識も甚だしいですよ。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 動議についてですね、賛成者がございまして成立いたしました。

そのことについてちょっとお諮りをさせていただきたいと思います。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時51分 休憩

17時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

本件について、議員定数に関する特別委員会の名称を変更し、これに付託して審査すること

の動議を議題として、採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（森本隆夫君） 起立少数です。したがって、本件について議員定数に関する特別委員会の名称を変更し、これに付託して審査することの動議は否決されました。

それでは、討論を行います。

9番橋本君。反対ですね。

○9番（橋本謙二君） 先ほどの、ここで申し上げました中で、唐突に出てきた、まああなたは唐突でないと言いますが、唐突ですよ。何のこともなしに。その一つのあなたの理由といたしまして、受け答えできないと、そういう意味のことを言いましたね。それはあなたの言いわけです、言い分ですよ。あなたがそういうふうにならないうちに議員になったときから、この期末手当について廃止すべきと考えておいたら今までの間に何回でも提案できる機会があったでしょう。唐突ということについて、あなたの答弁には私は納得できません。

もう一つは緊急性。緊急性につきましても、何かあなたは町民が喜ぶとか、そのお金を使ったらというようなことを言いますが、そういう小さなことじゃないんですよ。今どうしてもやらなきゃならない。あなた今、出されたあなたの提案なるものは、議員の報酬、年収の20%ぐらいになるでしょう。そういうふうなことをなぜカットしなきゃならんか、それもよくわかりません。

私が申し上げましたように、私が若いときはいろんなことがありましても、その出るだけの余裕がなかった。子供の教育なり、あるいはまた自分の生活なり、あるいはまた家も建てなきゃならんというようなことでできませんでした。皆さんの中には、本職を大事にして本会議を欠席する者もおりますけども、私はそういうことをしておりません。私は仕事を一生懸命やり、また議員となったときからは自分の仕事よりも議員活動を優先してまいりました。

これから若い人に出ていただくためには、やはりよい条件、出られるよい条件、よい環境の中で新しい若い人にこれから出ていただきたいと、そういうことから私はこの件につきましては反対でございます。

○議長（森本隆夫君） 次に、賛成討論の方はありませんか。

2番蜷川君。賛成ですね。

○2番（蜷川勝彦君） 賛成討論です。

私は引地議員の期末手当廃止に賛成いたします。

なぜ賛成かといいますと、矢祭町は議員手当を日当制にしました。このとき賛成の方々の意見はどういう意見であったかという、議員職というのは志ある人のボランティアで、議員は職業でなくともいいはずだと。給与が保障されないと議員にならないというのは誤りで、町への奉仕活動だと思えばいいのではないかと、こういう賛成意見で、あそこは日当制にされました。

先日、サンタクрузの前市長さんが色川へ来られたとき、サンタクруз市の状況というのを聞いてみました。そのときは、サンタクруз市の議員報酬というのは年間100万円ぐらいで、ほとんどボランティア活動と同じようなものだというふうに伺っております。

期末手当をカットしましても、和歌山県の1人の平均所得、これはちょっと古い資料を私見たんですが、266万円だそうです。カットしても議員報酬は年間250万円ちょっとになるはずで

す。

若い人も、何らかの職業を持って、被選挙権というのは25歳からですから、何らかの職業を持って、その職業を持った上で議員活動、町への奉仕をしようと思っ出てくるんだと思います。落選時には、所得補償というのは議員は何もないんです。全部自己責任なんです。そういうことである以上、和歌山県の平均所得をもらっておれば十分ではないのか。なおかつですね、この和歌山県の平均所得をもらうことによって町民の方々、住民の方々の平均的な収入を得ることはできるわけですね、その収入を得て、これからどうしていけば、この収入が上がるのかということを考えることができるわけです。

たまたま、過疎債があつて、町の財政が一時的によくなったということですがけれども、日本の国債の残高、借金は900兆円ぐらいありますよね。この日本の国の財政状況で、いつ町へおりてくるお金がカットされるかもわかりません。そういうときに、今のちょっと財政状況のいいときから備えておくべきではないかと私は考えまして、引地議員の意見に賛成いたします。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 次に、反対討論の方はありますか。

反対の討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 次に、賛成討論の方はありますか。

12番東君。賛成討論。

○12番（東 信介君） 私は引地議員の提出理由に賛同して賛成者として賛成議員とさせていただきますが、先ほどから提出理由にないような質問が幾つかあるように私は思われますが、行財政の面から考えていただいて、期末手当の廃止というのは私は賛成したいと思います。

○議長（森本隆夫君） 次に、反対討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） なければ、次に賛成討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

〔6番湊谷幸三君「議長、動議」と呼ぶ〕

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この採決は、無記名による投票でお願いしたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） ただいま6番議員の動議について賛成者がおりましたので、成立いたしました。

よって、採決は無記名投票によって採決を行いたいと思います。

〔「議長、傍聴席の私語を慎んでいただくよう」と呼ぶ者あり〕

傍聴席、少し慎んでいただきたいと思います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森本隆夫君） ただいまの出席議員は議長を除き13人です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番太田千士君、2番蜷川君、2人をお願いします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

〔「投票用紙に記入するのは賛成はマル、反対はバツでよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 待ってください。指示します、きちっと。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載をお願いします。再度申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（森本隆夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

投票。

〔投票〕

○議長（森本隆夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

蜷川君及び太田君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（森本隆夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

賛成 4票

反対 9票

以上のおり反対が多数です。したがって、発議第3号は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（森本隆夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時33分 散会